

# 南三陸町 次世代育成支援後期行動計画 (平成22年度～平成26年度)



平成 22 年 3 月

南三陸町



# 目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の背景	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 次世代育成支援後期行動計画の位置付け	5
1. 次世代育成支援対策推進法に基づく計画	5
2. 次世代育成支援後期行動計画の位置付け	5
第3節 次世代育成支援後期行動計画の対象	6
第4節 後期行動計画の期間	6
第5節 次世代育成支援後期行動計画の策定方法	7
1. 次世代育成支援後期行動計画の策定体制	7
2. ニーズ調査の実施	7
第6節 次世代育成支援後期行動計画の推進体制	7
1. 各主体と連携した推進体制	7
2. 住民参加と協働による次世代育成支援体制	8
3. 次世代育成支援後期行動計画の点検・評価	8
第2章 南三陸町の子どもを取り巻く環境	9
第1節 人口等の推移	9
1. 総人口・世帯数などの推移	9
2. 年齢階層別の人口推移	10
第2節 婚姻・離婚などの状況	11
1. 婚姻・離婚件数の推移	11
2. 平均初婚年齢の推移	11
3. 未婚率の推移	12
第3節 出生数の推移	13
1. 南三陸町の出生数、合計特殊出生率の推移	13
2. 南三陸町の母親年齢5歳階級別出生数の推移	14
第4節 子どものいる世帯の推移	15
1. 子どものいる世帯状況の推移	15
第5節 保育サービス提供基盤の状況	16
1. 保育サービス提供基盤の状況	16
第6節 保育サービス利用児童数等の状況	17
1. 保育所(園)・幼稚園の保育サービス利用児童数の推移	17
(1) 保育所(園)・幼稚園年齢別の保育サービス利用児童数の推移	18
2. 平成20年の各保育所(園)入所児童数の状況	19

第7節	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況	20
1.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推移	20
2.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の学年別利用児童数の推移	21
第8節	教育環境の状況	22
1.	小学校別児童数の推移	22
2.	平成20年の小学校別・学年別児童数の状況	22
3.	中学校別生徒数の推移	23
4.	平成20年の中学校別・学年別生徒数の状況	23
第9節	前期行動計画の数値目標の達成状況	24
第3章	意識調査からみえる子育ての現状	25
第1節	子育て家庭の就労状況	25
1.	就学前児童保護者の就労状況	25
(1)	就学前児童保護者における就労していない母親の就労希望	25
(2)	就学前児童保護者の就労していない母親の希望就労形態	26
2.	小学校低学年児童保護者の就労状況	26
(2)	小学校低学年児童保護者就労していない母親の希望する就労形態	27
第2節	保育サービスの利用状況と利用希望	28
1.	保育サービスの利用状況と保育サービスを利用する理由	28
2.	保育サービスの今後の利用希望	28
(1)	今後、保育サービス利用を希望する理由	29
第3節	放課後児童クラブの利用状況と利用希望	29
1.	放課後児童クラブの利用状況	29
2.	放課後児童クラブの今後の利用希望	30
(1)	小学校低学年児童保護者の放課後児童クラブの利用希望	30
(2)	平成21年4月就学予定者の放課後児童クラブの利用希望	30
第4節	子育て支援事業について	31
1.	地域子育て拠点事業の利用状況と利用希望	31
(1)	就学前・小学校低学年児童保護者の子育て支援事業認知度	31
(2)	就学前・小学校低学年児童保護者の子育て支援事業利用状況	32
(3)	就学前・小学校低学年児童保護者における子育て支援事業の今後の利用希望	33

第5節	仕事と子育てについて	34
1.	就学前児童保護者における出産前後の離職状況	34
(1)	就学前・小学校児童保護者における育児休業制度の利用状況	34
(2)	育児休業制度明けの保育サービスを利用できなかったときの対応	35
(3)	仕事と家庭の両立を支援する保育サービスなどが整っていた場合の就労継続希望	35
第6節	子育て意識の状況について	36
1.	就学前・小学校低学年児童保護者の子育て意識の状況	36
(1)	子育てに関しての不安や悩みの状況	36
(2)	家族類型別での子育ての不安感	37
(3)	子育てに関しての不安や悩みの具体的内容	38
第7節	不適切な育児の状況について	39
1.	不適切な育児についての意識の状況	39
(1)	不適切な育児の具体的内容	39
第8節	子育てサークルなどの状況について	40
1.	サークル等の自主活動の参加状況	40
(1)	自主活動をするときに困ること	40
第4章	南三陸町における将来の子どもを取り巻く環境	41
第1節	コーホート変化率法による人口推計	41
1.	平成26年までの南三陸町の人口推計	41
2.	南三陸町の平成22年から平成26年までの児童人口推計	42
第5章	後期行動計画の理念と基本目標	43
第1節	次世代育成支援後期行動計画の理念	43
第2節	計画の基本目標	44
<b>第2部</b>	<b>各論</b>	<b>53</b>
第1章	仕事と子育てを両立するための支援	55
第1節	仕事と子育てを両立できる環境づくり	55
第2節	男女共同による子育ての推進	57
第3節	保護者等の就労を支援する体制づくり	58

第2章 地域でのサービス提供による子育て支援	59
第1節 子育てに関する情報の提供体制の充実	59
第2節 保育サービスの提供基盤の整備	60
第3節 学童期における支援	63
第4節 地域子育て支援事業による支援	64
第5節 障害児を持つ家庭への支援	65
第6節 地域における子どもの居場所づくり	66
第7節 保育サービスの質の確保	67
第3章 母子・父子世帯等の子育て支援	68
第1節 保育サービスによる支援	68
第2節 経済的な支援	69
第3節 関係者との連携による支援	70
第4章 地域と連携した子どもとその家庭を支援するための体制の構築	71
第1節 地域で子育てを支援する体制づくり	71
第2節 地域で子育てを支援する人材の育成・確保	72
第3節 地域と連携した総合的な子育て支援	73
第5章 母子の健康保持・増進のための支援	75
第1節 健やかな妊娠・出産・育児に関する情報の提供	75
第2節 妊婦への支援	76
第3節 産婦への支援	77
第4節 新生児・乳幼児の健康づくりの支援	78
第6節 地域子育て支援センターと連携した健康教育の推進	81
第7節 子育てサークル活動などの仲間づくりの推進	83
第8節 関係機関との連携による小児医療の充実	84
第9節 乳幼児期から思春期を通じての健康づくりの推進	85
1．母子が望ましい生活習慣を形成するための支援	85
2．思春期における健康教育の推進	86

第6章	子どもと妊産婦が安全に過ごせるまちづくり	87
第1節	子どもが安心して活動できる環境づくり	87
第2節	子どもへの安全教育の推進	88
第3節	災害発生時における妊産婦、乳幼児への支援	89
第4節	地域で子どもを見守る体制づくりの推進	90
第5節	子育て家庭の住宅確保の支援	91
第7章	子どもの学びを支援する体制づくりの推進	92
第1節	地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	92
第2節	幼児教育の充実	93
第3節	児童・生徒がいきいきと学べる環境の整備	94
1.	小・中学校教育の充実	94
2.	豊かな心を育む教育活動の推進	95
3.	体力の向上と健康教育による健康づくりの推進	95
4.	国際化・情報化社会に対応した教育活動の推進	96
第4節	教育システムの多様化と支援体制の整備	97
1.	特別支援教育の充実	97
2.	連携型中高一貫教育の充実	98
第5節	積極的で開発的な教育指導の推進	99
第6節	学校の教育環境の整備	100
第7節	教職員の専門的な資質と能力の向上	101
第8節	地域における教育力の向上	102
第9節	次代の親の育成	103
<b>参考資料</b>		<b>105</b>





# 第1部 総論



# 第1章 計画策定の背景

## 第1節 計画策定の背景

我が国では、急速な少子化による高齢化が世界でも例をみない速さで進行しています。平成2年には、<sup>注1</sup>「ひのえうま」の年であった昭和41年の合計特殊出生率を下回る<sup>注2</sup>1.57ショックが起こり、少子化問題が国民的に認識されるようになりました。

### これまでの少子化対策

我が国では、少子化の流れを変えるために、「子育てと仕事の両立支援」など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての検討を行い、平成6年12月に「エンゼルプラン」を策定するとともに、その実施にあたって「緊急保育5か年計画」を策定し、平成11年度を目標年次として保育サービスの充実を図りました。平成11年12月には、少子化対策推進関係閣僚会議が決定した「少子化対策推進基本方針」に基づいて「エンゼルプラン」の見直しが行われ、保育サービス関係だけではなく、雇用・母子保健・教育などの子育てに関して、総合的な施策を推進するための「新エンゼルプラン」が策定されました。

さらに、平成14年9月には「少子化対策プラスワン」が取りまとめられ、これを踏まえ平成15年3月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」が決定されました。また、地方公共団体や事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定し、子育てに関する総合的な支援を行うことを定めた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年度より10年間を期間として集中的に施策に取り組んできました。

### 少子化の進行

しかし、このような取り組みを推進してきましたが、少子化の進行はとまらず、合計特殊出生率は低下を続け、平成17年には1.26まで低下しました。

この背景には、子育て期にある30歳代男性の長時間労働などによって子育ての負担が女性に集中していることや育児休業制度が活用されていなかったことなどがあげられます。また、平成不況にともない経済的に不安定な若者の増加により、社会的に自立し、家庭を築き、子どもを生み育てることが困難な社会経済情勢となったことや夫婦の出生力自体の低下という要因も加わり、急速に少子化が進行しました。

#### 注1 「ひのえうま」昭和41年の合計特殊出生率

昭和41年は、十干と十二支の60通りの組み合わせのうち一つの「ひのえうま」の年にあたり、古くからの迷信のため、合計特殊出生率が1.58となりました。この数字は、4人にひとりの女性が出産を控えたこととなります。

#### 注2 1.57ショック

平成元年の合計特殊出生率が昭和41年の「ひのえうま」の年の1.58を下回る1.57となり、発表された平成2年に少子化問題に大きな衝撃となりました。

### 「次世代育成支援」の新たな取り組み

このような状況を踏まえ、平成 16 年 12 月に「新エンゼルプラン」を見直し、少子化社会対策大綱の具体的計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定しました。このプランは、「少子化対策基本法」「少子化社会対策大綱」の内容を加え、地方自治体及び従業員 301 人以上の事業主などに対して次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務付けたことと関連付けて策定されました。

これまでのプランと比較して、「子ども・子育て応援プラン」は少子化社会対策大綱に基づいて、若者の自立や働き方の見直しなど幅広い分野で具体的な目標を設定しているとともに、応援プランに盛り込まれた目標値については、全国の市町村行動計画とリンクさせることにより応援プランの推進 = 全国市町村行動計画の推進を支援する計画となりました。

### 仕事と結婚・子育て二者択一の構造

このようななかで、子育て支援などの取り組みが進められてきましたが、平成 19 年 12 月に、子育てや出産・子育てに関する国民の希望を実現するため必要な施策をまとめた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がまとめられました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一の構造を解消するために「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」としたものです。この重点戦略の「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に取りまとめられ、具体的な取り組みを推進することが求められています。

### 前期行動計画の見直し

このようななかで、合併前の旧志津川町・旧歌津町において前期行動計画（平成 17 年度～平成 21 年度）を策定し、保育サービス等の提供基盤の整備、母子保健、教育環境の整備、生活環境の整備など関係する各課と連携し計画を策定しました。

後期行動計画は、「南三陸町次世代育成支援行動計画」として、新たに合併後の子育てに関する総合的な計画とします。また、前期行動計画で定められた基本理念や事業目標などの進捗状況の整理・検討を行い、今後の子育てにおける新たな課題に対応し、次代を担う世代の健やかな育成を支援するための行動指針として策定するものです。

## 第2節 次世代育成支援後期行動計画の位置付け

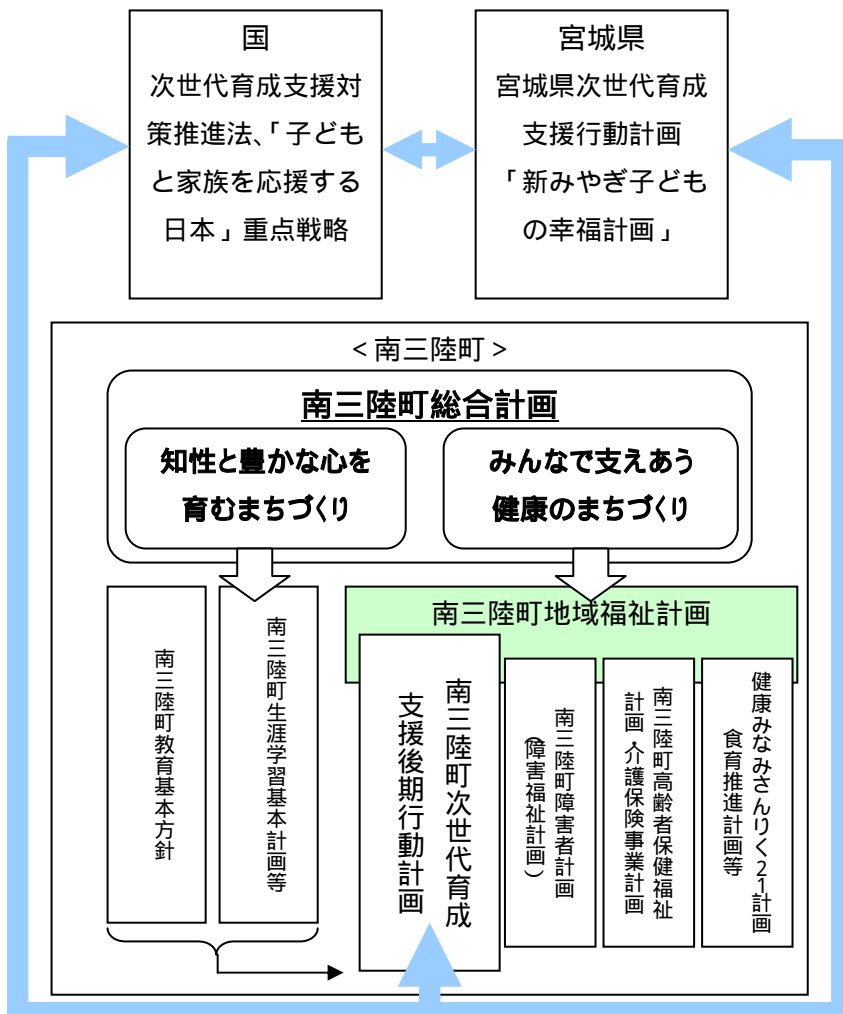
### 1. 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援後期行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第8条第1項の規定に基づいた法定計画として、本町の次代を担う世代の健やかな育成を支援するための総合的な行動指針と具体的な施策をまとめた計画として策定するものです。

### 2. 次世代育成支援後期行動計画の位置付け

次世代育成支援後期行動計画の策定にあたっては、「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町」の実現を将来像とし、平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)を計画期間とする南三陸町総合計画の子育てに関する具体的な施策のひとつとして位置付けるものです。

また、計画の推進にあたっては「南三陸町地域福祉計画」「南三陸町障害計画」など各種関連計画との整合性を図りながら進めるものとします。



### 第3節 次世代育成支援後期行動計画の対象

次世代育成支援後期行動計画の対象者は、子どもやその家庭、地域、企業、行政などすべての個人および団体を対象としています。

なお、次世代育成支援行動計画における「子ども」の定義は、児童福祉法第4条第1項・第2項による「児童」の定義を援用し、18歳に満たない者としています。

### 第4節 後期行動計画の期間

次世代育成支援後期行動計画の計画期間は、「次世代育成支援対策推進法」の第8条第1項の規定により、5年を1期として計画を策定するものとされています。

これに従って、後期行動計画は平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5か年とします。

次世代育成支援後期行動計画の策定にあたっては、平成22年度より「健康みなみさんりく21計画（健康増進計画）」、「みなみさんりく食育推進計画」が始まることから、連携のとれた計画とする必要性があります。

平成23年度には、上位計画である「南三陸町総合計画」の基本計画が中間年度を迎えることから、見直しなどの状況や社会情勢の変化などに応じて計画を見直すこととします。

次世代育成支援行動計画及び関係する各種計画の期間

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
南三陸町次世代育成支援行動計画	前期行動計画			後期行動計画				
		見直し						
南三陸町総合計画	前期基本計画					後期基本計画（平成28年度まで）		
南三陸町地域福祉計画	→							
南三陸町障害者計画	→							
南三陸町障害福祉計画	第1期計画	第2期計画			第3期計画			
健康みなみさんりく21			策定					
みなみさんりく食育推進計画			策定					
南三陸町高齢者保健福祉計画	→							
南三陸町生涯学習基本計画等			策定					
南三陸町教育基本方針	→	→	→	各年度ごとに策定		→	→	→

## 第5節 次世代育成支援後期行動計画の策定方法

### 1. 次世代育成支援後期行動計画の策定体制

次世代育成支援後期行動計画の策定にあたっては、医療従事者、保健福祉推進員、教育関係者などからなる「南三陸町保健福祉審議会」において、検討・審議を行い策定しました。

### 2. ニーズ調査の実施

次世代育成支援後期行動計画の策定にあたって、平成20年12月に就学前児童(0歳から5歳)を持つ保護者、小学校低学年児童(1年生から3年生)を持つ保護者を無作為抽出し、保健福祉推進員、保育所・幼稚園、小学校での配布・回収による「南三陸町次世代育成支援後期行動計画(後期計画)策定に係るアンケート調査」を下表のとおり実施しました。調査項目は、国から示された内容に基づいて実施し、調査結果は報告書としてまとめました。

調査の概要

	就学前児童保護者	小学校低学年児童保護者
標本数	300名	120名
回収数	275名	101名
回収率	91.7%	84.2%
調査方法	保健福祉推進員、保育所・幼稚園、小学校による配布回収方式	
調査期間	平成20年12月8日～平成20年12月24日	

## 第6節 次世代育成支援後期行動計画の推進体制

### 1. 各主体と連携した推進体制

子どもを生き健やかに次代を担う世代を育て、また、子ども自身が育つことができるようにするためには、行政のみならず家庭、地域、企業などが相互に連携して取り組む必要があります。

それぞれの主体が役割を認識し、相互に連携しつつ、次世代育成支援を推進し、子どもがのびのびと成長できる環境づくりに取り組みます。



**注3 PDCAサイクル**

Plan・Do・Chek・Action  
のそれぞれの頭文字をとった用語です。プランは計画、ドゥは実施、チェックは実施状況の評価、アクションは評価に基づいた改善・検討を行い、また、プランに戻って実施するサイクルのことです。

**2．住民参加と協働による次世代育成支援体制**

南三陸町の未来を担う子どもが、生き生き、のびのびと成長できる環境を整えるためには、町民と行政が一体となり、協働して次世代育成を支援する体制づくりに取り組むことが重要です。

町民の次世代育成支援後期行動計画への理解を深め、子育てに関するボランティアなどの活動に参加しやすい環境づくりや活動する団体・個人の育成・支援に取り組むなど、行政と町民の協働による子育て支援に取り組めます。

**3．次世代育成支援後期行動計画の点検・評価**

保育サービスなどの利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、<sup>注3</sup>PDCA サイクル（計画 実施 評価 改善・検討）を確立し、保育ニーズや社会情勢などの変化に対応できるシステムとします。

**4．次世代育成支援後期行動計画の進捗管理・達成状況の公表**

次世代育成支援後期行動計画の進捗管理については、「南三陸町保健福祉審議会」に随時報告し、年次評価を行います。また、広報などを通じて達成状況を公表します。



## 第2章 南三陸町の子どもを取り巻く環境

### 第1節 人口等の推移

#### 1. 総人口・世帯数などの推移

本町の総人口・世帯数などの推移をみると、総人口は平成17年の19,131人から平成21年の18,035人と1,096人(減少率5.7%)減少しています。世帯数は平成17年の5,370世帯から平成21年の5,357世帯と13世帯(減少率0.2%)の微減となっており、過去5年間ほぼ同じ水準で推移しています。総人口を世帯数で割った世帯あたりの人員は、平成17年の3.56人から平成21年の3.37人と0.19人減少しています。

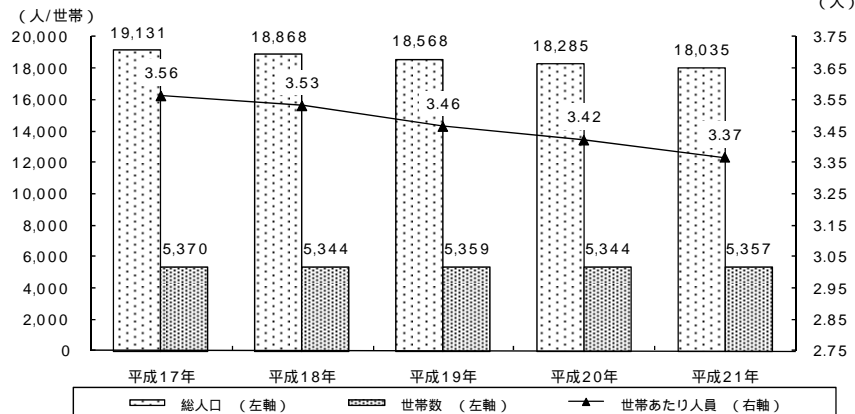
世帯数はほぼ横ばいで推移しているのに対し、総人口が減少していることから、世帯あたりの人員も減少しています。このことから核家族世帯や単身世帯が増加していると考えられます。

南三陸町の平成17年から平成21年の総人口、世帯数などの推移(各年4月1日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口 (人)	19,131	18,868	18,568	18,285	18,035
対前年人口増加率 (%)	-0.6%	-1.4%	-1.6%	-1.5%	-1.4%
世帯数 (世帯)	5,370	5,344	5,359	5,344	5,357
対前年世帯増加率 (%)	-0.2%	-0.5%	0.3%	-0.3%	0.2%
世帯あたり人員 (人)	3.56	3.53	3.46	3.42	3.37

資料：住民基本台帳

南三陸町の平成17年から平成21年の総人口・世帯数などの推移



## 2. 年齢階層別の人口推移

本町の年齢階層別の人口推移をみると、18歳未満人口は平成17年の3,437人から平成21年の2,895人と542人(減少率15.8%)減少しています。その内訳をみると0～5歳人口は平成17年の902人から平成21年の761人と141人(減少率15.6%)の減少、6～11歳人口は平成17年の1,147人から平成21年の956人と191人(減少率16.7%)の減少、12～17歳人口は平成17年の1,388人から平成21年の1,178人と210人(減少率15.1%)の減少となっています。18～39歳人口は平成17年の4,041人から平成21年の3,600人と441人(減少率10.9%)減少しています。40～64歳人口は平成17年の6,520人から平成21年の6,303人と217人(減少率3.3%)の減少となっています。

一方で、65歳以上人口は平成17年の5,133人から平成21年には5,237人と104人(増加率2.0%)増加しています。

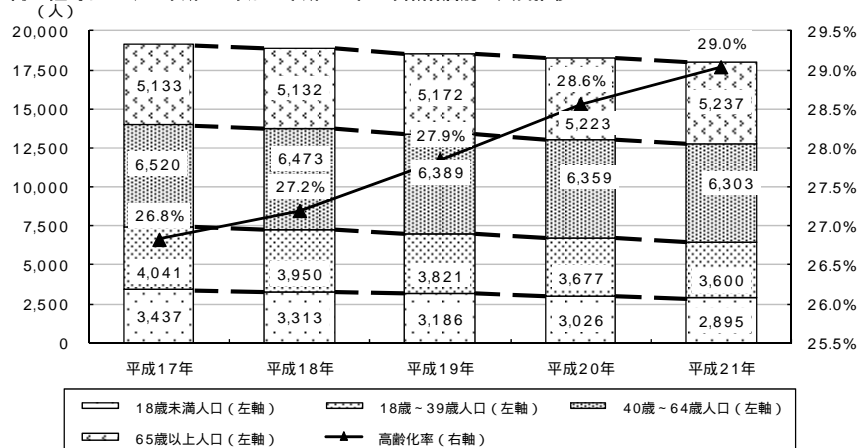
このことから18歳未満人口と18～39歳人口、40～64歳人口の減少、65歳以上人口の増加による少子高齢化が進行しています。

南三陸町における平成17年から平成21年の年齢階層別の人口推移(各年4月1日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	19,131	18,868	18,568	18,285	18,035
18歳未満人口 (人)	3,437	3,313	3,186	3,026	2,895
(人口構成比率) (%)	18.0%	17.6%	17.2%	16.5%	16.1%
0～5歳人口 (人)	902	838	816	781	761
(人口構成比率) (%)	4.7%	4.4%	4.4%	4.3%	4.2%
6～11歳人口 (人)	1,147	1,130	1,092	1,020	956
(人口構成比率) (%)	6.0%	6.0%	5.9%	5.6%	5.3%
12～17歳人口 (人)	1,388	1,345	1,278	1,225	1,178
(人口構成比率) (%)	7.3%	7.1%	6.9%	6.7%	6.5%
18～39歳人口 (人)	4,041	3,950	3,821	3,677	3,600
(人口構成比率) (%)	21.1%	20.9%	20.6%	20.1%	20.0%
40～64歳人口 (人)	6,520	6,473	6,389	6,359	6,303
(人口構成比率) (%)	34.1%	34.3%	34.4%	34.8%	34.9%
65歳以上人口 (人)	5,133	5,132	5,172	5,223	5,237
(人口構成比率) (%)	26.8%	27.2%	27.9%	28.6%	29.0%

(資料：住民基本台帳)

南三陸町における平成17年から平成21年の年齢階層別の人口推移



## 第2節 婚姻・離婚などの状況

### 1. 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成16年の64件から平成18年には93件まで増加しましたが、平成19年には47件と平成18年の約半数まで減少しています。離婚件数は平成17年の28件から平成21年でも28件と横ばいで推移しています。

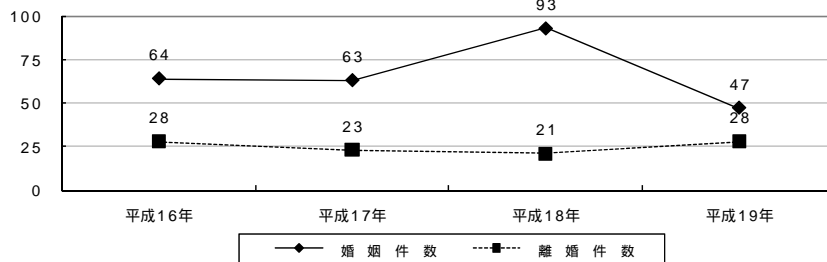
今後も婚姻件数の減少が続いた場合、子どもを出産する可能性のある家庭が減少する傾向のあることから、少子化が進行することが懸念されます。

南三陸町における平成16年から平成19年の婚姻・離婚件数の推移（各年12月末日現在）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
婚姻件数（件数）	64	63	93	47
離婚件数（件数）	28	23	21	28

資料：宮城県保健衛生統計

南三陸町における平成16年から平成19年の婚姻・離婚件数の推移（件数）



### 2. 平均初婚年齢の推移

本町の平均初婚年齢の推移をみると、男性は平成16年の29.6歳から平成19年の32.2歳と2.6歳高くなっています。女性は平成16年の27.1歳から平成19年の28.5歳と1.4歳高くなっています。

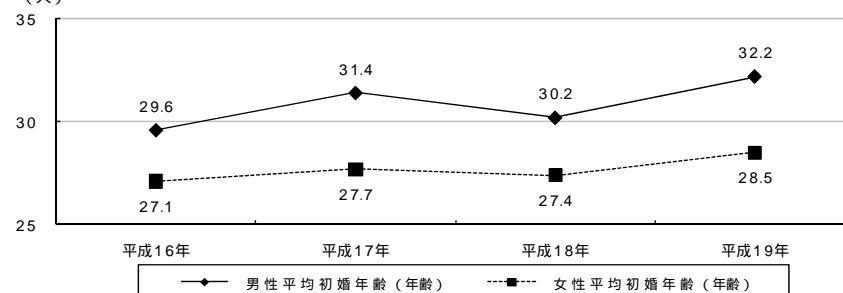
平均初婚年齢が高くなった要因としては、経済的要因や婚姻する前の交際期間の長期化など、結婚に関する価値観の多様化が要因と考えられます。

南三陸町における平成16年から平成19年の平均初婚年齢の推移（各年12月末日現在）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
男性平均初婚年齢（年齢）	29.6	31.4	30.2	32.2
女性平均初婚年齢（年齢）	27.1	27.7	27.4	28.5

資料：宮城県保健衛生統計

南三陸町における平成16年から平成19年の男女別平均初婚年齢の推移（人）



### 3. 未婚率の推移

本町の未婚率の推移をみると、男性では昭和60年では年代が上がるにつれて未婚率が低くなっています。平成17年では25～29歳の未婚率がそのまま推移しています。女性では昭和60年・平成17年ともに、年代があがるにつれて未婚率は低くなる傾向にありますが、平成17年ではすべての年代で昭和60年の未婚率を上回っています。

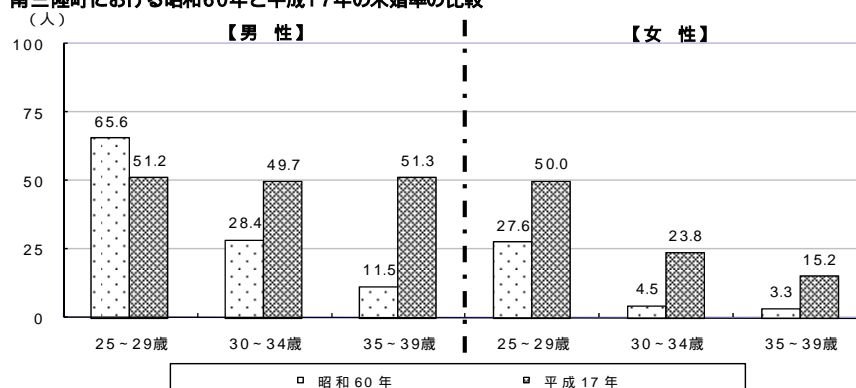
このことから晩婚化・未婚化が進行しており、このことが少子化に拍車をかけているものと考えられます。

南三陸町における昭和60年と平成17年の未婚率の比較（各年10月1日現在）

	男 性			女 性		
	25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
昭 和 6 0 年 ( % )	65.6	28.4	11.5	27.6	4.5	3.3
平 成 1 7 年 ( % )	51.2	49.7	51.3	50.0	23.8	15.2

資料：国勢調査

南三陸町における昭和60年と平成17年の未婚率の比較



## 第3節 出生数の推移

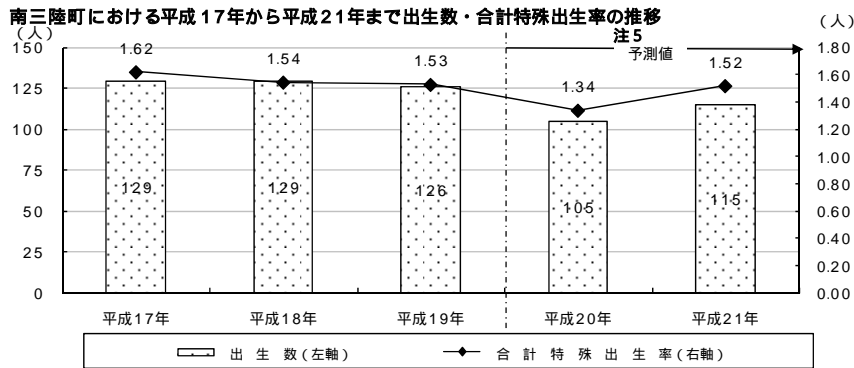
### 1. 南三陸町の出生数、<sup>注4</sup>合計特殊出生率の推移

本町の出生数、合計特殊出生率の推移をみると、出生数は平成17年の129人から平成21年には115人と14人（減少率10.9%）減少しています。女性が生涯生む子どもの人数を表す合計特殊出生率は、平成17年の1.62から平成20年には出生数の低下にともなって1.34と0.28ポイント低下していますが、平成21年には1.52と0.18ポイント上昇しています。

南三陸町における平成17年から平成21年まで出生数、合計特殊出生率の推移  
(各年12月末日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
出生数 (人)	129	129	126	105	115
合計特殊出生率 (率)	1.62	1.54	1.53	1.34	1.52

資料：宮城県保健衛生統計



#### 注4 合計特殊出生率

女性が一生に産む子どもの人数を表した数値です。母親年齢が16歳から49歳までで、それぞれの出生率を算出し、合算したものです。

#### 注5 平成20年・21年の合計特殊出生率の予測値

平成20年・平成21年は、母親年齢階層別出生数の算出処理が終了していないため、この年は4月1日現在における住民基本台帳の0歳児人口実績に基づいて、平成19年の母親年齢別出生数割合を乗じて算出したものです。

**注6 平成20年・21年の  
母親年齢階層別出生数**

平成20年・平成21年は、母親年齢階層別出生数の算出処理が終了していないため、この年は4月1日現在における住民基本台帳の出生数に、平成19年の母親年齢階層別出生割合を乗じて算出したものです。

**2. 南三陸町の母親年齢5歳階級別出生数の推移**

本町の母親年齢5歳階級別出生数の推移をみると、母親年齢5歳階級別での出生数は、各年で30～34歳が最も多くなっています。

出生数は、全体的に20歳から34歳の出生数は平成17年から減少しています。そのなかで大きく減少しているのは、20～24歳で平成17年の31人から平成21年の15人と半分に以下に減少しています。一方で平成17年の出生数より微増しているのは、15～19歳で平成17年の1人から平成21年の3人と2人の増加、40～44歳で平成17年の4人から平成21年には6人と2人の増加となっています。大幅に増加したのは、35～39歳で平成17年の7人から平成21年の13人と6人増加し、約1.9倍に増加しています。

本町では、出生数の最も多い30～34歳でもわずかな減少傾向が続いており、晩婚化が進行していることとあわせると、今後もこの傾向が続くものと考えられます。

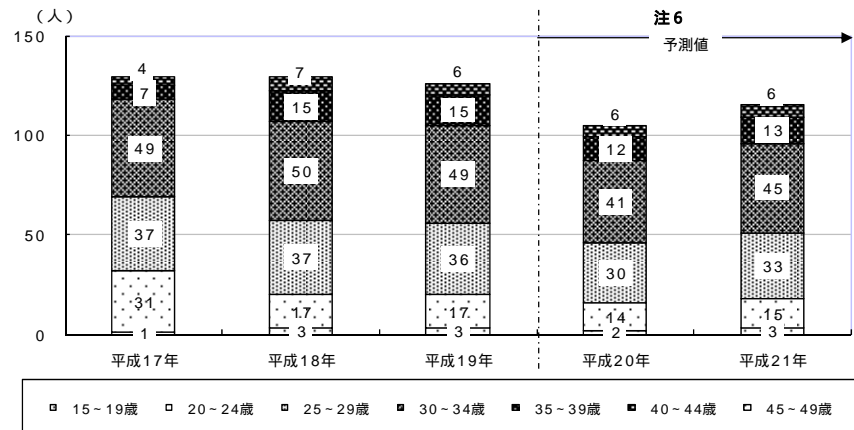
南三陸町における平成17年から平成21年まで母親年齢5歳階級別出生数の推移

(各年12月末日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
15～19歳 (人)	1	3	3	2	3
20～24歳 (人)	31	17	17	14	15
25～29歳 (人)	37	37	36	30	33
30～34歳 (人)	49	50	49	41	45
35～39歳 (人)	7	15	15	12	13
40～44歳 (人)	4	7	6	6	6
45～49歳 (人)	0	0	0	0	0
出生数 (人)	129	129	126	105	115
男子出生数 (人)	56	56	70	61	60
女子出生数 (人)	73	73	56	44	55

資料：宮城県保健衛生統計

南三陸町における平成17年から平成21年まで母親年齢5歳階級別の出生数推移



## 第4節 子どものいる世帯の推移

### 1. 子どものいる世帯状況の推移

本町における子どものいる世帯状況の推移をみると、子どものいる一般世帯数は昭和60年の2,998世帯から平成17年の1,816世帯と1,182世帯（減少率39.4%）減少しています。そのなかで核家族世帯は、昭和60年の1,185世帯から平成17年の559世帯と626世帯（減少率52.8%）減少し、昭和60年の半数以下となっています。3世代同居世帯は昭和60年の1,813世帯から平成17年の1,257世帯と556世帯（減少率30.7%）減少しています。

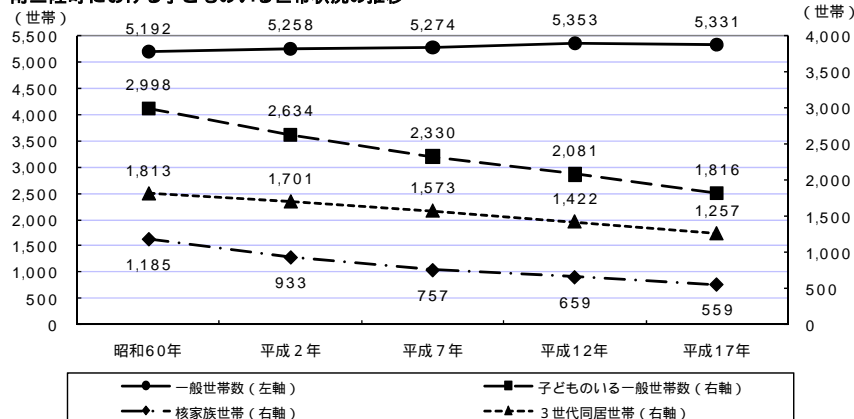
核家族世帯の減少にともなって、地域のなかで子育てしている親や子ども同士の交流機会の減少などによる「育児の孤立化」が懸念されます。交流機会の減少は、子育てに関する情報の減少や悩みなどの相談相手の希薄化を招くと考えられることから、地域社会が一体となって子育てを支援する体制の構築が重要と考えられます。

南三陸町における子どものいる世帯状況の推移（各年10月1日現在）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数（世帯）	5,192	5,258	5,274	5,353	5,331
子どものいる一般世帯数（世帯）	2,998	2,634	2,330	2,081	1,816
世帯比率（%）	57.7%	50.1%	44.2%	38.9%	34.1%
核家族世帯（世帯）	1,185	933	757	659	559
子どものいる一般世帯比率（%）	39.5%	35.4%	32.5%	31.7%	30.8%
夫婦と子どもから成る世帯（世帯）	1,042	839	667	568	456
核家族世帯比率（%）	87.9%	89.9%	88.1%	86.2%	81.6%
男親と子どもから成る世帯（世帯）	16	10	6	2	4
核家族世帯比率（%）	1.4%	1.1%	0.8%	0.3%	0.7%
女親と子どもから成る世帯（世帯）	127	84	84	89	99
核家族世帯比率（%）	10.7%	9.0%	11.1%	13.5%	17.7%
3世代同居世帯（世帯）	1,813	1,701	1,573	1,422	1,257
子どものいる一般世帯比率（%）	60.5%	64.6%	67.5%	68.3%	69.2%

（資料：国勢調査）

南三陸町における子どものいる世帯状況の推移



## 第5節 保育サービス提供基盤の状況

### 注7 乳児保育事業

0歳から3歳までの幼児を保育する事業です。

本町では、生後10か月の幼児から保育を行っています。

### 注8 幼稚園

幼稚園と保育所(園)の機能を有した保育施設のことです。入谷ひがし幼稚園は、認可外保育施設で私立施設です。

### 注9 事業所内保育施設

事業主が従業員の子どもを預かるため、事業内に設置する保育施設のことです。

従業員の継続雇用や従業員の就業意欲の向上などを目的として設置する事例が多くなっています。

本町では、ホテル観洋(安倍長商店)で設置しています。

### 1. 保育サービス提供基盤の状況

本町の保育所(園)の実施サービス状況をみると、5か所の保育所(園)のうち、乳児保育事業と障害児受け入れは志津川保育所と伊里前保育所の2か所、延長保育事業が志津川保育所の1か所で実施しています。幼稚園・事業所内保育施設はそれぞれ1か所となっています。

幼稚園の実施サービス状況をみると、私立のあさひ幼稚園の1か所でサービスを提供しており、通常保育のほかに預かり保育事業を実施しています。

現在、保育所(園)で実施していないサービスは6事業となっています。保育サービスについて保健福祉課への問い合わせが、乳児保育事業や一時保育事業で多くなっています。後期行動計画期間内において、国の示す「新待機児童ゼロ作戦」と本町の保育ニーズを勘案し、必要の高い保育事業を実施できる体制を整備の検討など、保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ることが重要です。

南三陸町における平成21年の保育所(園)の実施サービス状況(4月1日現在)

(単位:か所)	通常保育事業	乳児保育事業	特定保育事業	延長保育事業	夜間保育事業	トワイライトステイ事業	休日保育事業	病児・病後児保育事業	一時保育事業	障害児保育事業
各実施保育サービス合計	5	2	0	1	0	0	0	0	0	2
志津川保育所			-	-	-	-	-	-	-	-
戸倉保育所		-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊里前保育所		-	-	-	-	-	-	-	-	-
荒砥保育園		-	-	-	-	-	-	-	-	-
名足保育所		-	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料:南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

南三陸町における平成21年の幼稚園・事業所内保育施設の実施サービス状況(4月1日現在)

(単位:か所)	通常保育事業	乳児保育事業	特定保育事業	延長保育事業	夜間保育事業	トワイライトステイ事業	休日保育事業	病児・病後児保育事業	一時保育事業	障害児保育事業
各実施保育サービス合計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入谷ひがし幼稚園		-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所内保育施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料:南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

南三陸町における平成21年の私立幼稚園の実施サービス状況(4月1日現在)

	通常保育事業	特定保育事業	預かり保育事業	夜間保育事業	トワイライトステイ事業	休日保育事業	病児・病後児保育事業	一時保育事業	3年保育幼稚園	預かり保育事業
幼稚園保育サービス実施状況	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
あさひ幼稚園		-	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料:南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)



## 第6節 保育サービス利用児童数等の状況

### 1. 保育所（園）・幼稚園の保育サービス利用児童数の推移

本町における保育所（園）・幼稚園の保育サービス利用児童数の推移をみると、通常保育利用児童数は平成17年の451人から平成18年の401人まで減少しましたが、2年後の平成20年には419人と18人（増加率4.5%）増加しています。0～5歳児童人口に占める通常保育利用率は平成17年の53.8%から平成20年の55.1%と1.3ポイント上昇しています。延長保育利用児童数は平成17年の3人から平成20年の4人とほぼ横ばいで推移しています。0～5歳児童人口に占める延長保育利用率もそれとともに平成17年の0.4%から平成20年の0.5%とほぼ横ばいとなっています。

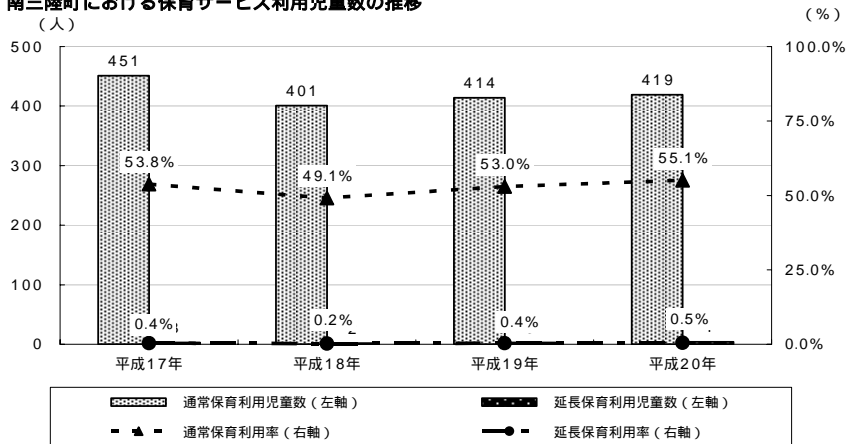
0～5歳の児童数は年々減少していますが、利用率は年々上昇していることから、今後も、子育て家庭の共働き（フルタイム就労・パートタイムも含む）世帯の増加とともに通常保育、延長保育ともに利用を希望する方が増加するものと考えられます。

南三陸町における保育サービス利用児童数の推移（各年4月1日現在）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
通常保育利用児童数（人）	451	401	414	419
通常保育利用率（%）	53.8%	49.1%	53.0%	55.1%
延長保育利用児童数（人）	3	2	3	4
延長保育利用率（%）	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

南三陸町における保育サービス利用児童数の推移  
（人）





### (1) 保育所(園)・幼稚園年齢別の保育サービス利用児童数の推移

本町における保育所(園)・幼稚園の年齢別保育サービス利用児童数の推移をみると、0歳・2歳ではほぼ横ばいに推移していますが、3歳では平成17年の90人から平成20年の77人と13人(減少率14.4%)、5歳では平成17年の179人から平成20年の145人と34人(減少率18.9%)減少しています。一方で4歳は平成17年の138人から平成20年の151人と13人(増加率9.4%)増加しています。

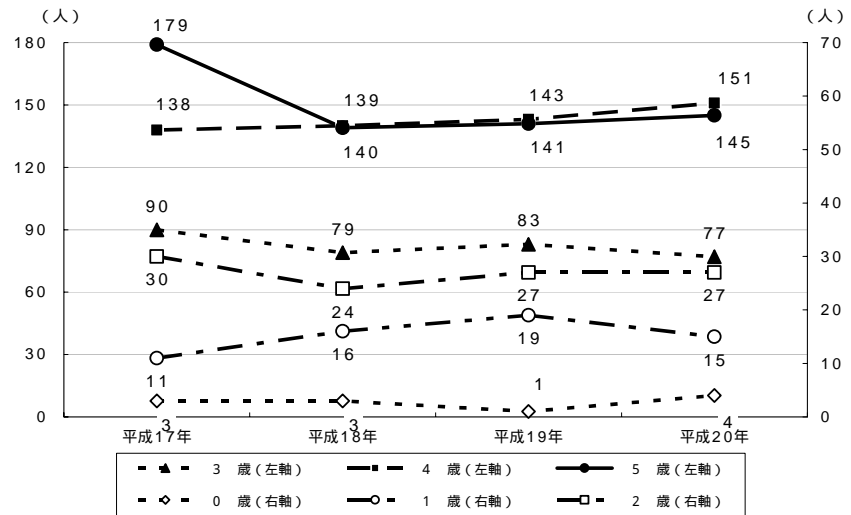
南三陸町における平成17年から平成20年の年齢別保育サービス利用児童数の推移

(各年4月1日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
保育サービス利用児童総数 (人)	451	401	414	419
0歳 (人)	3	3	1	4
(利用児童構成比率) (%)	0.7%	0.7%	0.2%	1.0%
1歳 (人)	11	16	19	15
(利用児童構成比率) (%)	2.4%	4.0%	4.6%	3.6%
2歳 (人)	30	24	27	27
(利用児童構成比率) (%)	6.7%	6.0%	6.5%	6.4%
3歳 (人)	90	79	83	77
(利用児童構成比率) (%)	20.0%	19.7%	20.0%	18.4%
4歳 (人)	138	140	143	151
(利用児童構成比率) (%)	30.6%	34.9%	34.5%	36.0%
5歳 (人)	179	139	141	145
(利用児童構成比率) (%)	39.7%	34.7%	34.1%	34.6%

(資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

南三陸町における平成17年から平成20年の年齢別保育サービス利用児童数の推移



## 2. 平成20年の各保育所（園）入所児童数の状況

本町の保育所（園）入所児童数の状況をみると、保育所（園）は4歳が最も多く108人、次いで5歳が100人、3歳が56人となっています。3歳から5歳で入所児童総数の91.3%と大半を占めています。

入所（園）している児童数合計が定員数を上回っている保育所は、志津川保育所（6人）、伊里前保育所（4人）の2か所となっています。

入谷ひがし幼稚園・事業所内保育施設の入所児童数の状況をみると、入谷ひがし幼稚園では4歳が最も多く14人、5歳が10人、2歳が6人となっています。3歳から5歳で入園している児童総数の7割を占めています。事業所内保育施設では2歳が4人と最も多く、次いで0歳・3歳でそれぞれ3人となっています。0歳から2歳で入所している児童総数の75.0%を占めています。

幼稚園入園児童数の状況をみると、3歳から5歳の対象年齢で5歳が最も多く35人、次いで4歳が29人、3歳で14人となっています。

南三陸町における平成20年の保育所（園）の入所児童数の状況（4月1日現在）

	定員	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保育所（園）入所児童総数（人）	330	289	0	8	17	56	108	100
志津川保育所（人）	120	126	0	7	15	19	49	36
戸倉保育所（人）	60	36	0	0	0	8	15	13
伊里前保育所（人）	60	64	0	1	2	11	16	34
荒砥保育園（人）	30	18	0	0	0	3	10	5
名足保育所（人）	60	45	0	0	0	15	18	12

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

南三陸町における平成20年の入谷ひがし幼稚園・事業所内保育施設の入所児童数の状況

（4月1日現在）

	定員	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園・事業内保育施設児童総数（人）	100	52	4	7	10	7	14	10
入谷ひがし幼稚園（人）	70	40	1	5	6	4	14	10
事業所内保育施設児童数（人）	30	12	3	2	4	3	0	0

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

南三陸町における平成20年の私立幼稚園の入園児童数の状況（4月1日現在）

	定員	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園入園児童総数（人）	120	78	0	0	0	14	29	35
あさひ幼稚園（人）	120	78	0	0	0	14	29	35

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

## 第7節 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

### 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推移

本町の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推移をみると、実施か所は平成17年の1か所から平成20年の2か所と1か所増加しています。利用児童数は平成17年の13人から平成20年の39人と3.0倍に増加しています。年間利用人数である利用延人数は平成17年の2,248人から平成20年の7,193人と約3.2倍に増加しています。

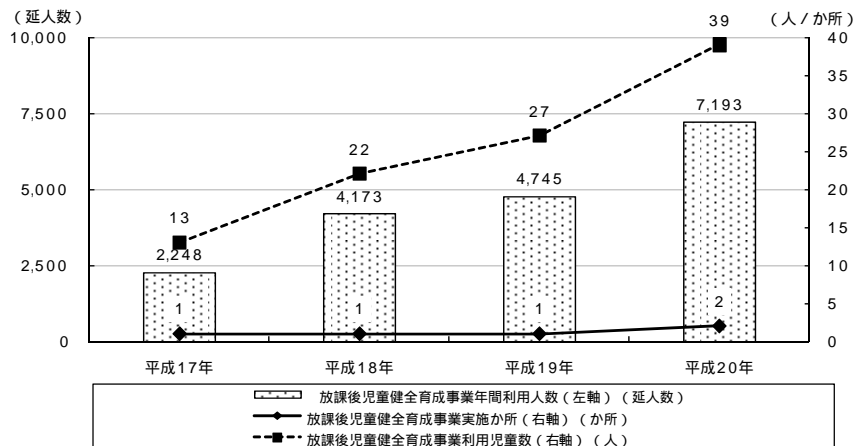
増加の要因としては、平成20年に伊里前小学校で放課後児童クラブが設置されたことや小学校低学年児童保護者の認知度が高まったこと、夫婦共働き世帯（フルタイム、パートタイムを含む）が増加していることなどが要因と考えられます。

南三陸町における平成17年から平成20年の放課後児童健全育成事業の推移  
(各年4月1日現在)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
放課後児童健全育成事業実施か所 (か所)	1	1	1	2
利用児童数 (人)	13	22	27	39
年間利用人数 (延人数)	2,248	4,173	4,745	7,193

(資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

南三陸町における平成17年から平成20年の放課後児童健全育成事業の推移



## 2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の学年別利用児童数の推移

本町の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の学年別利用児童数の推移をみると、小学校1年生では平成17年の6人から平成20年の16人と2.7倍に増加、小学校2年生では平成17年の10人から平成20年の17人と1.7倍に増加、小学校3年生では平成17年の2人から平成20年の6人と3.0倍に増加しています。

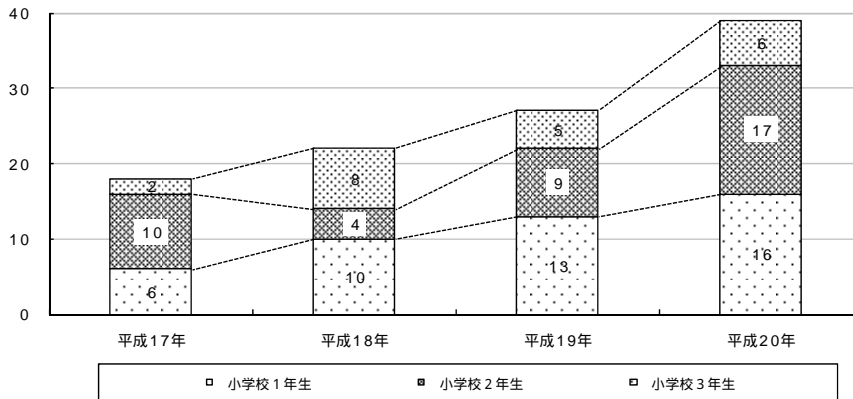
南三陸町における平成17年から平成20年の放課後児童健全育成事業の学年別利用児童数の推移

（各年4月1日現在）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
放課後児童健全育成事業児童総数（人）	18	22	27	39
小学校1年生（人）	6	10	13	16
（利用児童構成比率）（％）	33.3%	45.5%	48.1%	41.0%
小学校2年生（人）	10	4	9	17
（利用児童構成比率）（％）	55.6%	18.2%	33.3%	43.6%
小学校3年生（人）	2	8	5	6
（利用児童構成比率）（％）	11.1%	36.4%	18.5%	15.4%

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

南三陸町における平成17年から平成20年の放課後児童健全育成事業の推移（人）



## 第8節 教育環境の状況

### 1. 小学校別児童数の推移

本町の小学校別児童数の推移をみると、小学校児童総数では平成17年の1,138人から平成20年の1,007人と131人（減少率11.5%）減少しています。

小学校別での児童数の増減をみると、増加しているのは志津川小学校の1校、ほぼ横ばいとなっているのは戸倉小学校・立入谷小学校の2校、減少しているのは伊里前小学校、名足小学校の2校となっています。

南三陸町における平成17年から平成20年における小学校別児童数の推移

（各年4月1日現在）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
小学校児童総数（児童数）	1,138	1,130	1,085	1,007
志津川小学校（児童数）	431	441	444	499
戸倉小学校（児童数）	124	117	135	122
立入谷小学校（児童数）	105	104	103	103
伊里前小学校（児童数）	201	190	180	153
名足小学校（児童数）	159	165	140	130
清水小学校（児童数）	44	45	42	-
荒砥小学校（児童数）	45	39	41	-
藤浜小学校（児童数）	29	29	-	-

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

### 2. 平成20年の小学校別・学年別児童数の状況

本町の小学校別・学年別児童数の状況をみると、小学校児童総数では6年生が189人と最も多く、次いで5年生が182人、3年生が178人などとなっています。

全ての小学校で総児童数に占める低学年児童数の割合が半数以下になっています。そのなかで低学年の占める割合が高くなっているのは、伊里前小学校、立入谷小学校、志津川小学校の3校で45.0%台から49.0%台となっています。

旧来の市街地や新興宅地が比較的多く、アパートや若い世代の居住が多いことなどから、総児童数に占める小学校低学年児童の割合が高くなる傾向にあります。

南三陸町における平成20年の小学校別・学年別児童数の状況（4月1日現在）

		合計	1年生	2年生	3年生	低学年	4年生	5年生	6年生
小学校児童総数	（児童数）	1,007	143	138	178	45.6%	177	182	189
	（学級数）	41	7	6	7		7	7	7
志津川小学校	（児童数）	499	74	69	83	45.3%	85	95	93
	（学級数）	17	3	2	3		3	3	3
戸倉小学校	（児童数）	122	18	10	24	42.6%	24	23	23
	（学級数）	6	1	1	1		1	1	1
立入谷小学校	（児童数）	103	14	17	18	47.6%	21	17	16
	（学級数）	6	1	1	1		1	1	1
伊里前小学校	（児童数）	153	24	28	23	49.0%	24	24	30
	（学級数）	6	1	1	1		1	1	1
名足小学校	（児童数）	130	13	14	30	43.8%	23	23	27
	（学級数）	6	1	1	1		1	1	1

（資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係）

### 3. 中学校別生徒数の推移

本町の中学校別生徒数の推移をみると、中学校生徒数は平成17年の654人から平成20年の580人と74人(減少率11.3%)減少しています。

中学校別での生徒数の推移をみると、減少生徒数が多いのは志津川中学校で平成17年の322人から平成20年の247人と75人(減少率23.3%)減少と最も多く、次いで入谷中学校が平成17年の48人から平成20年の43人と5人(減少率10.4%)減少となっています。歌津中学校ではほぼ横ばいで推移し、戸倉中学校では平成17年の78人から平成20年の84人と6人(増加率7.7%)増加しています。

南三陸町における平成17年から平成20年における中学校別生徒数の推移  
(各年4月1日現在)

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
中学校生徒数	(生徒数)	654	607	589	580
志津川中学校	(生徒数)	322	283	257	247
戸倉中学校	(生徒数)	78	79	80	84
歌津中学校	(生徒数)	206	199	205	206
入谷中学校	(生徒数)	48	46	47	43

(資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

### 4. 平成20年の中学校別・学年別生徒数の状況

本町の中学校別・学年別生徒数をみると、学年別生徒数では1年生が199人と最も多く、次いで3年生が194人、2年生が187人となっています。

中学校別における学年別生徒数をみると、志津川中学校・戸倉中学校では2年生が少なく、歌津中学校では3年生が少なく、入谷中学校では1年生が少なくなっています。

南三陸町における平成20年の中学校別・学年別生徒数の状況(4月1日現在)

		合計	1年生	2年生	3年生
中学校生徒数	(生徒数)	580	199	187	194
	(学級数)	21	8	6	7
志津川中学校	(生徒数)	247	90	75	82
	(学級数)	8	3	2	3
戸倉中学校	(生徒数)	84	30	21	33
	(学級数)	3	1	1	1
歌津中学校	(生徒数)	206	72	72	62
	(学級数)	7	3	2	2
入谷中学校	(生徒数)	43	7	19	17
	(学級数)	3	1	1	1

(資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

## 第9節 前期行動計画の数値目標の達成状況

### 注 10 通常保育事業の平成20年4月1日現在の人数

前述している通常保育の利用人数は、入谷ひがし幼稚園・事業内保育施設・あさひ幼稚園を含めた人数であり、ここでは公立の保育施設のみの利用人数となります。

前期行動計画では、本町の子育て支援に対する子育て家庭の保育ニーズなどを踏まえ、前期行動計画では計画最終年度の平成21年度までに必要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を設定しています。前期行動計画の目標事業量と達成状況は下表のとおりです。

前期行動計画の平成21年度までの数値目標と達成状況等

事業名		計画策定時の実施状況 (平成16年度)			前期行動計画(平成21年度)の数値目標と達成状況			達成状況 (平成20年4月1日現在)	達成率
		旧志津川町	旧歌津町	合計 南三陸町	数値目標				
					旧志津川町	旧歌津町	合計 南三陸町		
注10 通常保育事業	(か所)	2	4	6	2	2	4	5	125.0%
	(定員数)	170	165	335	160	170	330	289	87.6%
延長保育事業	(か所)	1	-	1	1	1	2	1	50.0%
	(定員数)	5	-	5	10	5	15	4	26.7%
夜間保育事業	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定員数)	-	-	-	-	-	-	-	-
トワイライト ステイ事業	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定員数)	-	-	-	-	-	-	-	-
休日保育事業	(か所)	-	-	-	1	-	1	-	0.0%
	(定員数)	-	-	-	10	-	10	-	0.0%
病児 対応型 保育事業	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(日数)	-	-	-	-	-	-	-	-
病後児 対応型 事業	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(日数)	-	-	-	-	-	-	-	-
体調不良児 対応型 事業	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-
	(日数)	-	-	-	-	-	-	-	-
一時預かり事業	(か所)								
	(日数)								
ショートステイ 事業	(か所)	1	-	1	-	-	-	-	0.0%
放課後児童健全 育成事業	(か所)	1	-	1	1	1	2	2	100.0%
	(定員数)	10	-	10	28	10	38	39	102.6%
放課後 子ども教室	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-
地域子育て支援 拠点事業	(か所)	1	-	1	1	-	1	1	100.0%
ファミリー サポート センター事業	(か所)	-	-	-	-	-	-	-	-

(資料：南三陸町 保健福祉課 子育て支援係)

保育サービスの提供基盤は、通常保育事業は4か所体制を目標としていますが、現在、5か所体制で実施しています。就学前児童保護者のアンケート調査結果における自由回答のなかでは、「転入者で保育施設やサービスなどがどこにあるのか分からない」などの課題も寄せられています。

延長保育事業は1か所で実施しています。就学前児童保護者のアンケート調査結果における自由回答のなかでは、「延長保育の時間の拡大」や「延長保育の充実」などの要望が寄せられています。

放課後児童健全育成事業は、2か所設置しています。事業の広報・啓発により、利用人数も増加し目標値を上回っています。



# 第3章 意識調査からみえる子育ての現状

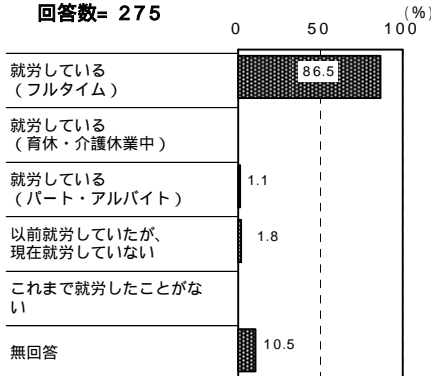
## 第1節 子育て家庭の就労状況

### 1. 就学前児童保護者の就労状況

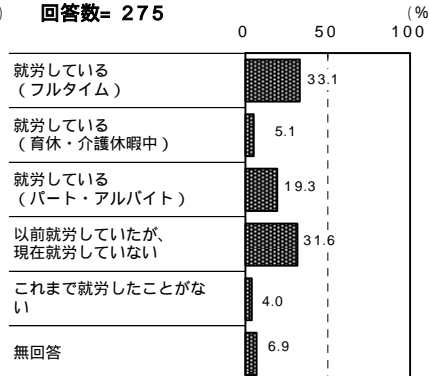
就学前児童保護者の就労状況をみると、父親では「就労している(フルタイム)」が86.5%と8割以上を占めています。母親では「就労している(フルタイム)」が33.1%、「以前就労していたが、現在就労していない」が31.6%、「就労している(パート・アルバイト)」が19.3%などとなっています。

母親のフルタイムとパート・アルバイトを合わせた「就労している」方は半数以上を占め、就学前児童の子育て家庭では、半数以上の家庭で母親も働いています。

就学前児童保護者：父親の就労状況  
回答数= 275



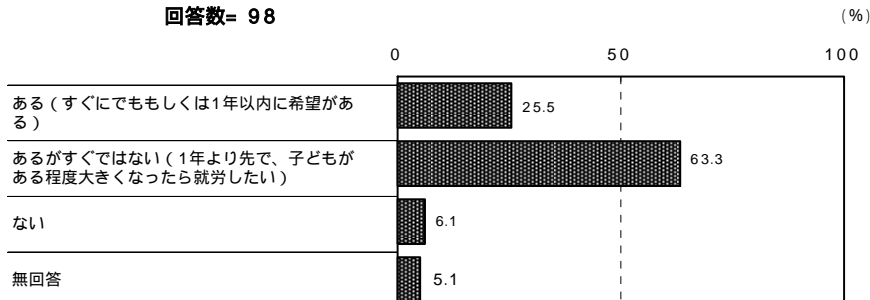
就学前児童保護者：母親の就労状況  
回答数= 275



### (1) 就学前児童保護者における就労していない母親の就労希望

就学前児童保護者における就労していない母親の就労希望をみると、「あるがすぐではない(1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい)」が63.3%と6割以上を占め、「ある(すぐにでももしくは1年以内に希望がある)」が25.5%、「ない」が6.1%となっています。

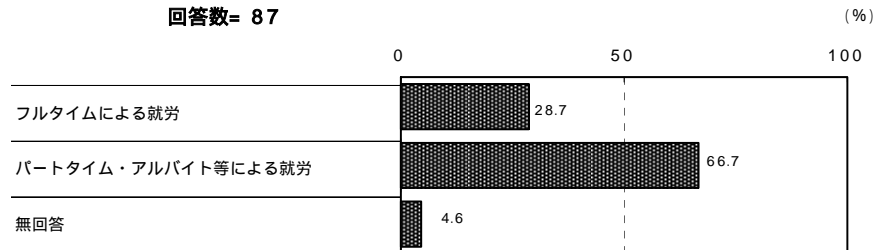
就学前児童保護者：就労していない母親の就労希望  
回答数= 98



(2) 就学前児童保護者の就労していない母親の希望就労形態

就学前児童保護者における就労していない母親の希望する就労形態をみると、「パートタイム・アルバイト等による就労」が66.7%と6割以上を占め、「フルタイムによる就労」が28.7%となっています。

就学前児童保護者：就労していない母親の就労希望  
回答数= 87

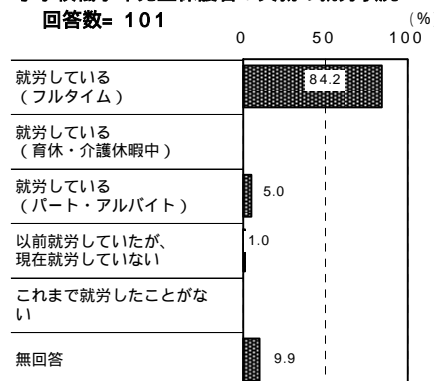


2. 小学校低学年児童保護者の就労状況

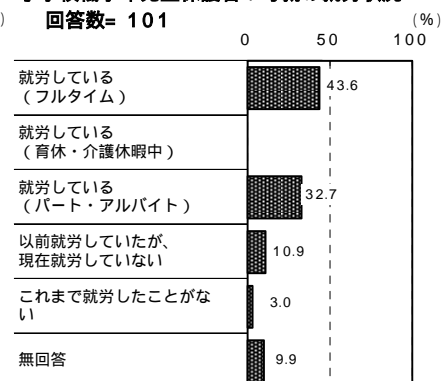
小学校低学年児童保護者の就労状況を見ると、父親では「就労している（フルタイム）」が84.2%と8割以上を占めています。母親では「就労している（フルタイム）」が43.6%、「就労している（パート・アルバイト）」が32.7%、「以前就労していたが、現在就労していない」が10.9%などとなっています。

母親のフルタイムとパート・アルバイトを合わせた「就労している」方は7割以上を占め、小学校低学年児童の子育て家庭では、7割以上の家庭で母親も働いています。

小学校低学年児童保護者：父親の就労状況  
回答数= 101



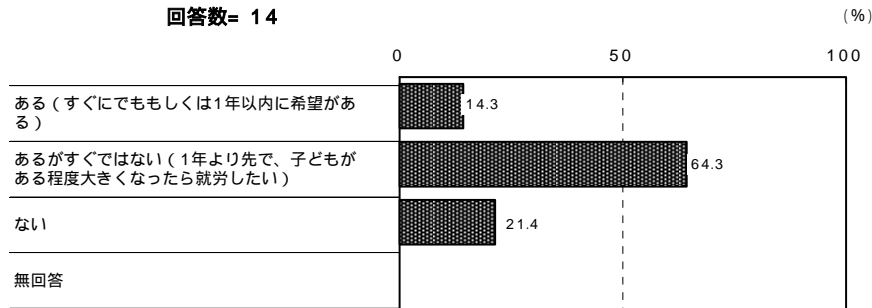
小学校低学年児童保護者：母親の就労状況  
回答数= 101



**(1) 小学校低学年児童就労していない母親の就労希望**

小学校低学年児童就労していない母親の就労希望をみると、「あるがすぐではない(1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい)」が64.3%と6割以上を占め、「ある(すぐにでももしくは1年以内に希望がある)」が14.3%、「ない」が21.4%となっています。

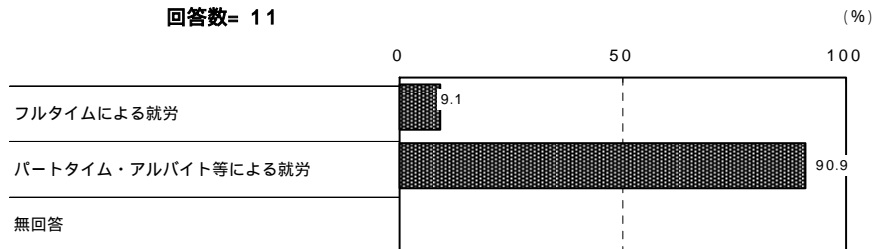
小学校低学年児童保護者：就労していない母親の就労希望  
回答数= 14



**(2) 小学校低学年児童保護者就労していない母親の希望する就労形態**

小学校低学年児童保護者における就労していない母親の希望する就労形態をみると、「パートタイム・アルバイト等による就労」が90.9%と大半を占め、「フルタイムによる就労」が9.1%となっています。

小学校低学年児童保護者：就労していない母親の希望する就労形態  
回答数= 11



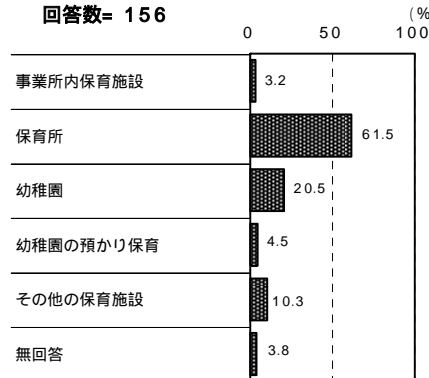
## 第2節 保育サービスの利用状況と利用希望

### 1. 保育サービスの利用状況と保育サービスを利用する理由

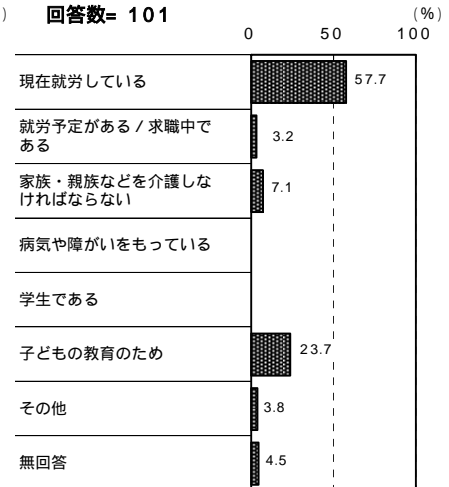
就学前児童保護者の保育サービスの利用状況をみると、「保育所」が61.5%と6割以上を占め、「幼稚園」が20.5%、「その他の保育施設」が10.3%、「幼稚園の預かり保育」が4.5%となっています。

保育サービスを利用する理由をみると、「現在就労している」が57.7%と半数以上を占め、「子どもの教育のため」が23.7%、「家族・親族などを介護しなければならない」が7.1%などとなっています。

保育サービス利用状況  
回答数= 156



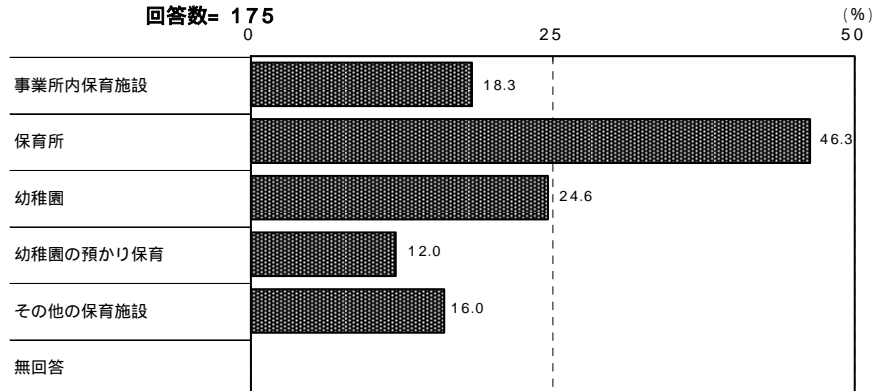
保育サービスを利用する理由  
回答数= 101



### 2. 保育サービスの今後の利用希望

就学前児童保護者の保育サービスについての今後の利用希望をみると、「保育所」が46.3%と最も割合が高く、次いで「幼稚園」が24.6%、「事業所内保育所」が18.3%、「その他の保育施設」が16.0%、「幼稚園の預かり保育」が12.0%となっています。

保育サービスの今後の利用希望  
回答数= 175

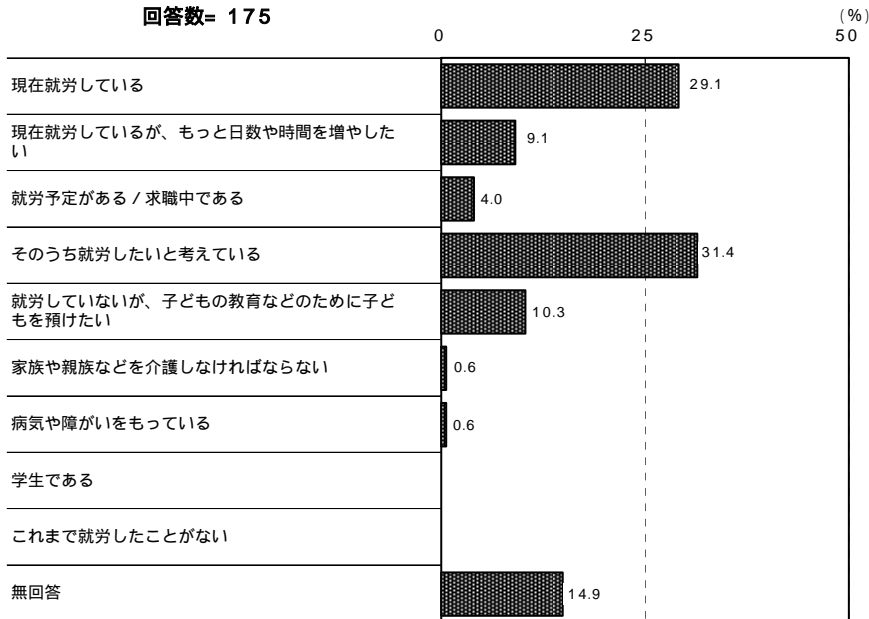


(1) 今後、保育サービス利用を希望する理由

就学前児童保護者における今後、保育サービスの利用を希望する理由をみると、「そのうち就労したいと考えている」が31.4%と最も割合が高く、次いで「現在就労している」が29.1%、「就労していないが、子どもの教育などのために子どもを預けたい」が10.3%、「現在就労しているが、もっと日数や時間を増やしたい」が9.1%などとなっています。

保育サービスの利用を希望する理由

回答数= 175



第3節 放課後児童クラブの利用状況と利用希望

1. 放課後児童クラブの利用状況

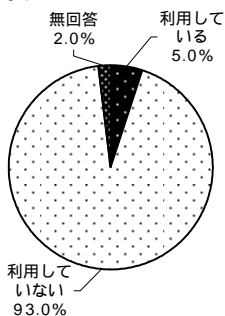
注11  
小学校低学年児童保護者の放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用していない」が93.0%と9割以上を占め、注11「利用している」が5.0%となっています。

放課後児童クラブ利用者で土日の利用状況は、「ある」が60.0%となっています。

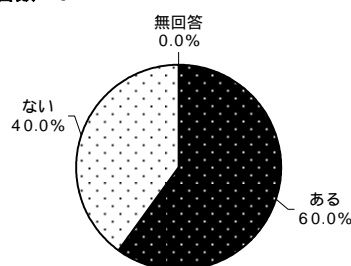
注 11 放課後児童クラブの利用人数

就学前児童保護者のアンケート調査は、無作為抽出で実施したため、実際の利用人数とは異なります。

放課後児童クラブの利用状況  
回答数= 101



放課後児童クラブの土日の利用状況  
回答数= 5



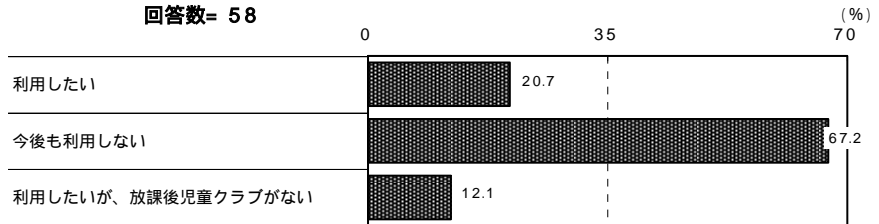
## 2. 放課後児童クラブの今後の利用希望

### (1) 小学校低学年児童保護者の放課後児童クラブの利用希望

小学校低学年児童保護者における放課後児童クラブの今後の利用希望をみると、「今後も利用しない」が67.2%と6割以上を占め、「利用したい」が20.7%、「利用したいが、放課後児童クラブがない」が12.1%となっています。

放課後児童クラブの今後の利用希望

回答数= 58



注 12 平成 21 年 4 月就学予定者放課後児童クラブの利用希望

アンケート調査は、平成 20 年 12 月に実施したもので、その時点で 5 歳児童のみの利用希望です。

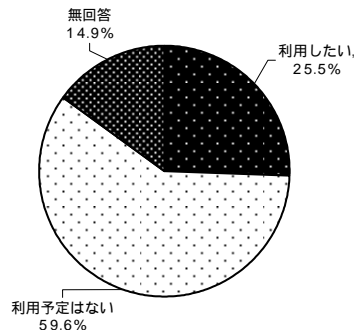
注 12

### (2) 平成 21 年 4 月就学予定者の放課後児童クラブの利用希望

平成 21 年 4 月就学予定者の放課後児童クラブの利用希望をみると、「利用予定はない」が59.6%と約6割を占め、「利用したい」が25.5%と4人にひとりが利用を希望しています。

平成21年4月就学予定者の放課後児童クラブの利用希望

回答数= 47



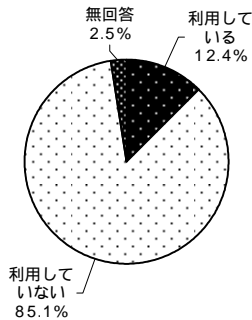
## 第4節 子育て支援事業について

### 1. 地域子育て拠点事業の利用状況と利用希望

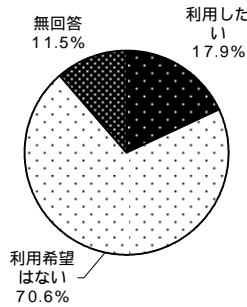
就学前児童保護者における地域子育て拠点事業の利用状況を見ると、「利用していない」が85.1%と8割以上を占め、「利用している」が12.4%となっています。

未利用者の利用希望状況を見ると、「利用希望はない」が70.6%と7割以上を占め、「利用したい」が17.9%となっています。

地域子育て拠点事業の利用状況  
回答数= 275



地域子育て拠点事業未利用者の利用希望  
回答数= 234

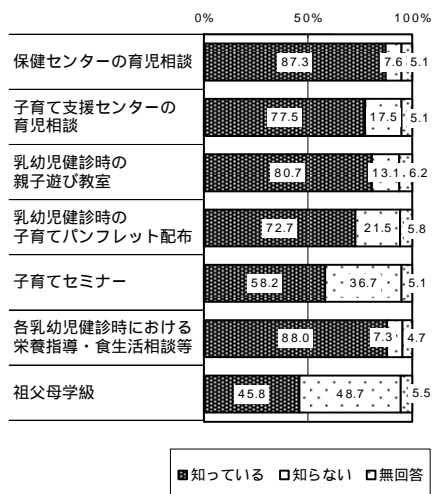


### (1) 就学前・小学校低学年児童保護者の子育て支援事業認知度

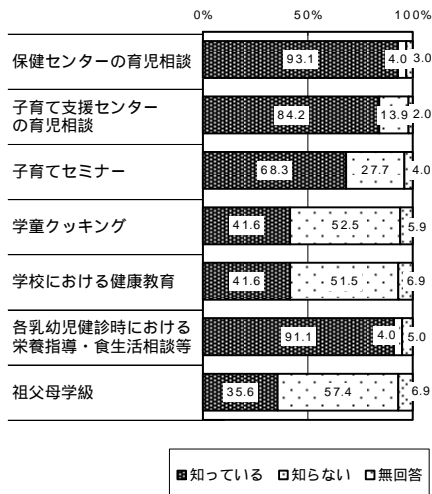
就学前・小学校低学年児童保護者の子育て支援事業認知度をみると、「保健センターの育児相談」が8割以上と最も割合が高く、次いで「各乳幼児健診時における栄養指導・食生活相談等」、「子育て支援センターの育児相談」などとなっており、就学前・小学校低学年児童保護者ともに上位を占めています。

保健センターで実施している事業についての認知度が高く、子育て支援センターの事業はやや回答割合が低い傾向となっています。

【就学前児童保護者】  
子育て支援事業の認知度  
回答数 = 275



【小学校低学年児童保護者】  
子育て支援事業の認知度  
回答数 = 101

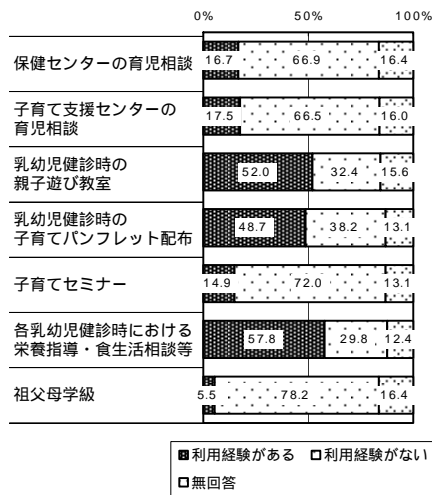


(2) 就学前・小学校低学年児童保護者の子育て支援事業利用状況

就学前・小学校低学年児童保護者の子育て支援事業利用状況をみると、就学前・小学校低学年児童保護者ともに「各乳幼児健診時における栄養指導・食生活相談等」が半数以上を占め、最も割合が高くなっています。就学前児童保護者の回答で、次いで割合が高いのは「乳幼児健診時の親子遊び教室」が52.0%、「乳幼児健診時の子育てパンフレット配布」が48.7%などとなっています。小学校児童保護者の回答で、次いで割合が高いのは「子育て支援センターの育児相談」が17.8%、「保健センターの育児相談」が14.9%などとなっています。

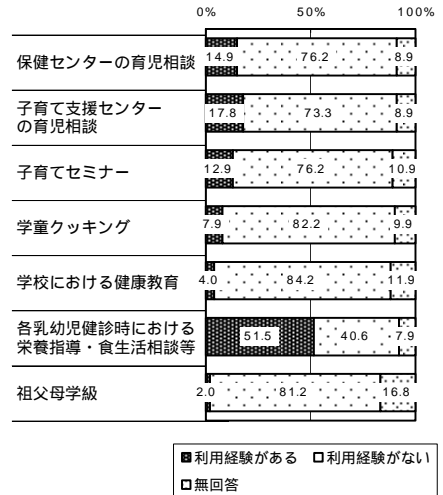
【就学前児童保護者】  
子育て支援事業の利用状況

回答数 = 275



【小学校低学年児童保護者】  
子育て支援事業の利用状況

回答数 = 101



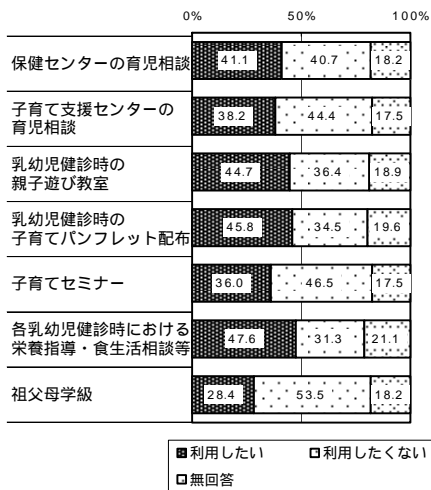


**(3) 就学前・小学校低学年児童保護者における子育て支援事業の今後の利用希望**

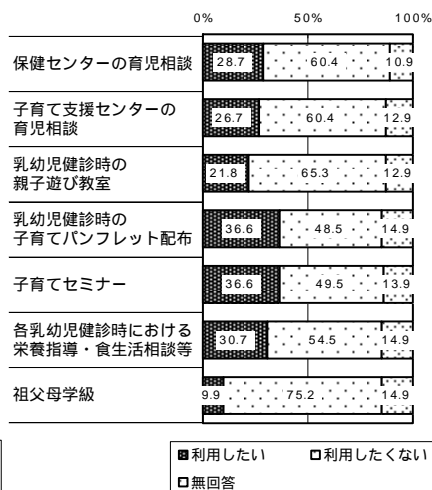
就学前・小学校低学年児童保護者における子育て支援事業の今後の利用希望をみると、就学前児童保護者では「各乳幼児健診時における栄養指導・食生活相談等」が47.6%と最も割合が高く、次いで「乳幼児健診時の子育てパンフレット配布」が45.8%、「乳幼児健診時の親子遊び教室」が44.7%などとなっています。小学校低学年児童保護者では「乳幼児健診時の子育てパンフレット配布」「子育てセミナー」がともに36.6%と最も割合が高く、次いで「各乳幼児健診時における栄養指導・食生活相談等」が30.7%となっています。

就学前児童保護者と小学校低学年児童保護者の回答割合を比較すると、小学校低学年児童保護者では「子育てセミナー」で就学前児童保護者より高い割合を示しています。就学前児童保護者では「子育てセミナー」以外の全ての回答項目で小学校低学年児童保護者より高い割合を示しています。

**【就学前児童保護者】**  
子育て支援事業の今後の利用希望状況  
回答数 = 275



**【小学校低学年児童保護者】**  
子育て支援事業の今後の利用希望状況  
回答数 = 101



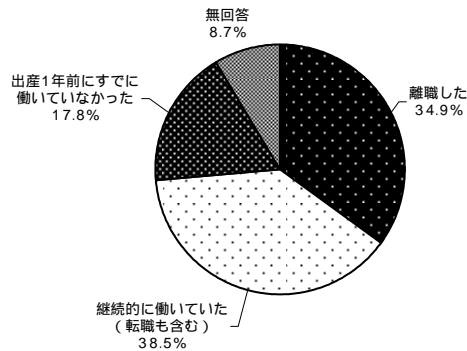
## 第5節 仕事と子育てについて

### 1. 就学前児童保護者における出産前後の離職状況

就学前児童保護者における出産前後の離職状況を見ると、「継続的に働いていた（転職も含む）」が38.5%と最も割合が高く、次いで「離職した」が34.9%、「出産1年前にすでに働いていなかった」が17.8%となっています。

「離職した」と「出産1年前にすでに働いていなかった」を合わせた「仕事をしていなかった」という方は、52.7%と半数以上を占めています。

就学前児童保護者の出産前後の離職状況  
回答数= 275

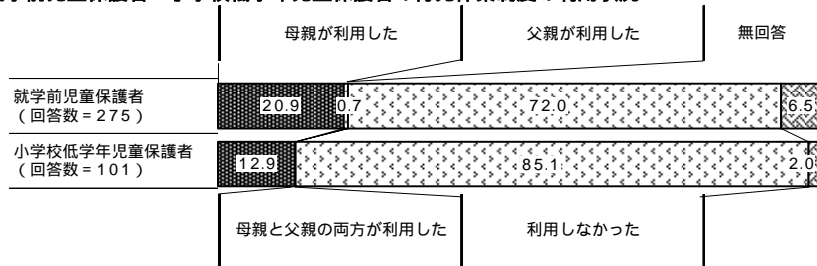


### (1) 就学前・小学校児童保護者における育児休業制度の利用状況

就学前・小学校児童保護者における育児休業制度の利用状況を見ると、就学前児童保護者では「母親が利用した」「父親が利用した」を合わせた「利用した」が21.6%に対し、小学校低学年児童保護者では12.9%と8.7ポイント低くなっています。

育児休業制度は浸透してきていますが、「利用しなかった」という方は7割以上を占めており、育児休業制度について事業主や住民への理解を深めるため、広報紙などによる周知を図ることが重要です。

就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者の育児休業制度の利用状況

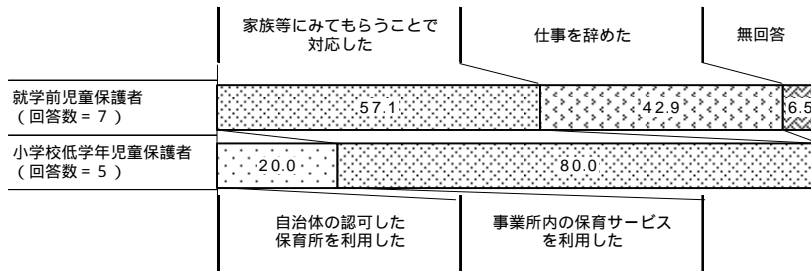


**(2) 育児休業制度明けの保育サービスを利用できなかったときの対応**

就学前・小学校児童保護者における育児休業制度明けの保育サービスを利用できなかったときの対応をみると、就学前・小学校低学年児童保護者ともに「家族等にみてもらうことで対応した」が最も割合が高くなっています。就学前児童保護者の回答で、次いで割合が高いのは「仕事を辞めた」が42.9%となっています。小学校低学年児童保護者の回答で、次いで割合が高いのは、「事業所内の保育サービスを利用した」が20.0%となっています。

育児休業の延長や短縮ができない場合、就学前児童保護者は家族などにみてもらうことができないと、仕事を辞める傾向にあります。

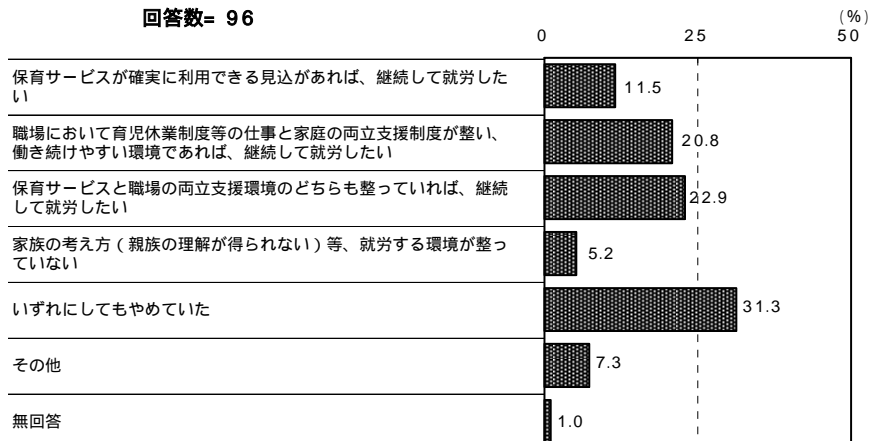
就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者の育児休業明けの希望保育サービスを利用できなかったときの対応



**(3) 仕事と家庭の両立を支援する保育サービスなどが整っていた場合の就労継続希望**

就学前児童保護者における仕事と家庭の両立を支援する体制が整っていた場合の就労継続希望をみると、「いずれにしてもやめていた」が31.3%と3割以上を占め最も割合が高く、次いで「保育サービスと職場の両立支援環境のどちらも整っていれば、継続して就労したい」が22.9%などとなっています。

仕事と家庭の両立を支援する保育サービスなどの環境による就労継続  
回答数= 96

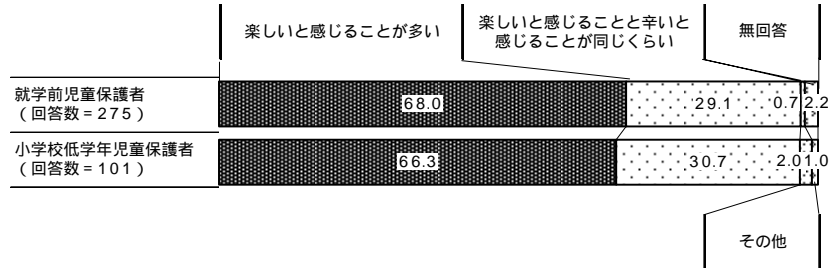


## 第6節 子育て意識の状況について

### 1. 就学前・小学校低学年児童保護者の子育て意識の状況

就学前・小学校低学年児童保護者における子育て意識の状況をみると、就学前・小学校低学年児童保護者ともに「楽しいと感じることが多い」が6割を大きく上回り最も割合が高くなっています。

【就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者】  
子育て意識の状況



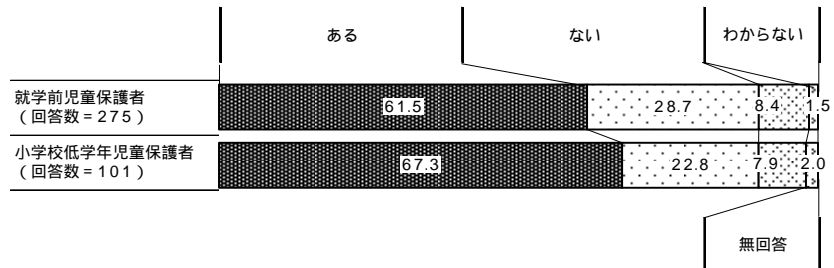
#### (1) 子育てに関する不安や悩みの状況

就学前・小学校低学年児童保護者における子育てに関する不安や悩みの状況をみると、就学前・小学校低学年児童保護者ともに「ある」が6割以上を占めています。

就学前児童保護者と小学校低学年児童保護者の不安や悩みが「ある」という方は、小学校低学年児童保護者が就学前児童保護者の割合を5.8ポイント上回っています。

子どもが成長するにつれて、保護者で不安や悩みを抱える方が増える傾向にあります。

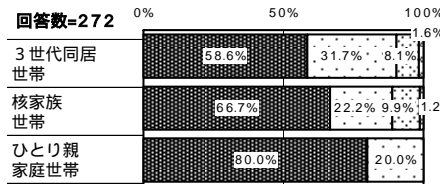
【就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者】  
子育ての不安や悩みの状況



(2) 家族類型別での子育ての不安感

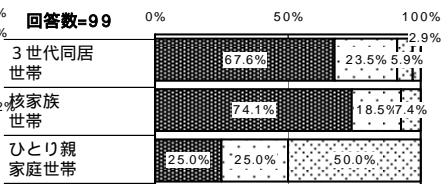
就学前・小学校低学年児童保護者の家族類型別での子育てに不安感の有無をみると、家族類型別の子育ての不安があるという方は、就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者は、核家族世帯とひとり親家庭で割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】  
家族類型別・子育ての不安感



■ある □ない □わからない □無回答

【小学校低学年保護者】  
家族類型別・子育ての不安感



■ある □ない □わからない □無回答

### (3) 子育てに関する不安や悩みの具体的内容

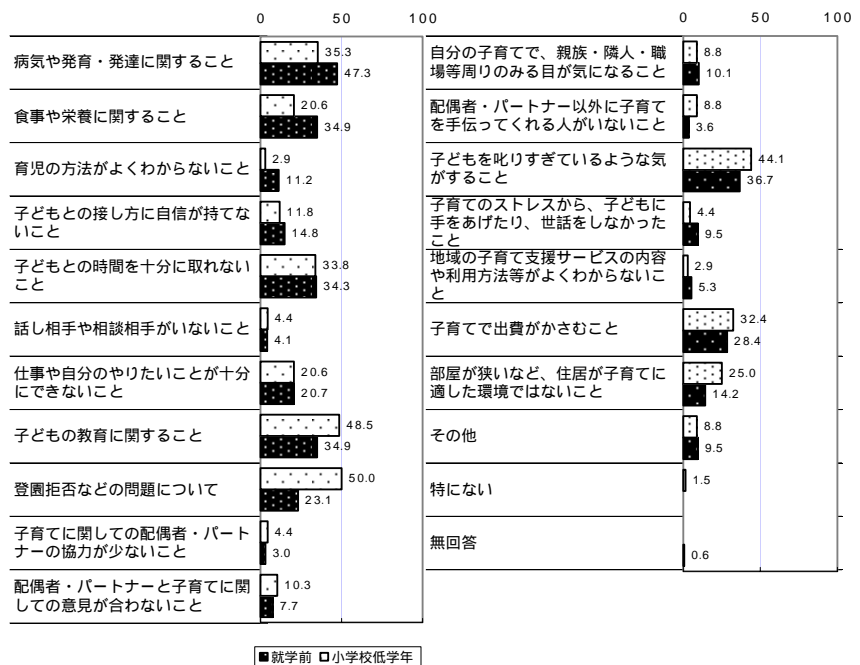
就学前・小学校児童保護者における子育てに不安や悩みがあると回答した方の不安や悩みの具体的内容をみると、就学前児童保護者では、子どもの発育・発達などに関わる回答が多くなっています。小学校低学年児童保護者では、教育に関する回答やしつけ、経済的な負担への不安などに関する回答が多くなっています。

子どもの成長にしたがって、子育てで保護者が抱える悩みを早期に解決できるよう、地域社会のなかで気軽に相談できる環境づくりが大切です。また、地域社会のなかで子育てを支援する民生委員・児童委員などと連携し、多様な不安や悩みに対応できる体制づくりが重要です。

#### 子育てに関する不安や悩みの具体的な内容

就学前児童保護者回答数 = 169 小学校低学年児童保護者 = 68

(%)



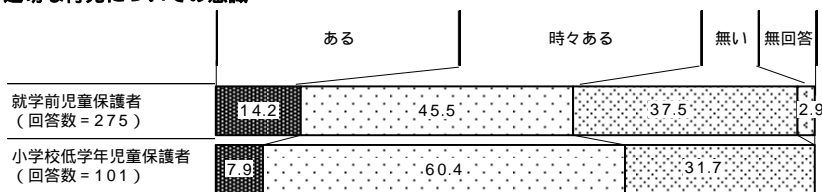
## 第7節 不適切な育児の状況について

### 1. 不適切な育児についての意識の状況

就学前・小学校低学年児童保護者における不適切な育児についての意識状況をみると、「ある」と「時々ある」を合わせた「なんらかの不適切な育児があった」という方は、就学前児童では59.7%、小学校低学年児童では68.3%となっています。

「ある」という回答は、成長にしたがって低下している傾向にあり、「時々ある」は増加する傾向にあります。

【就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者】  
不適切な育児についての意識

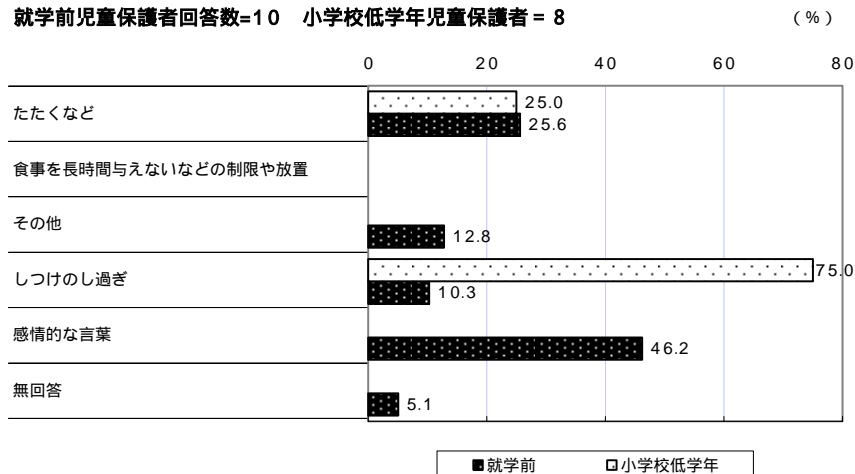


#### (1) 不適切な育児の具体的内容

就学前・小学校児童保護者における不適切な育児が「ある」と回答された方の具体的な内容をみると、就学前児童保護者では「感情的な言葉」が46.2%と最も割合が高く、次いで「たたくなど」が25.6%、「その他」が12.8%などとなっています。小学校低学年児童保護者では「しつけのし過ぎ」が75.0%、「たたくなど」が25.0%となっています。

【就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者】  
虐待意識「ある」と回答した方の具体的内容

就学前児童保護者回答数=10 小学校低学年児童保護者=8



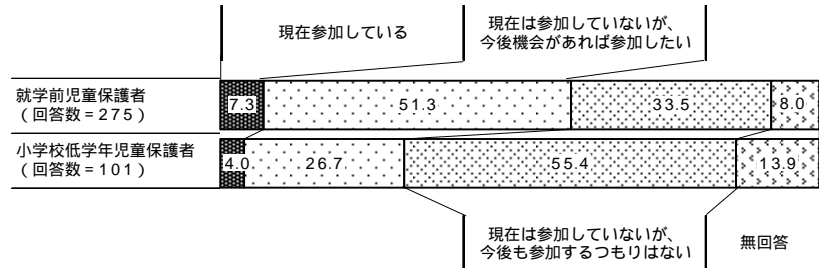
## 第8節 子育てサークルなどの状況について

### 1. サークル等の自主活動の参加状況

就学前・小学校低学年児童保護者におけるサークル等の自主活動の参加状況をみると、就学前児童保護者では「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が51.3%と半数以上を占め最も割合が高くなっています。小学校低学年児童保護者では「現在は参加していないが、今後も参加するつもりはない」が55.4%と半数以上を占めています。

子どもが成長するにつれて、子育てサークル等の自主活動に参加している方やニーズは低下していく傾向にあります。

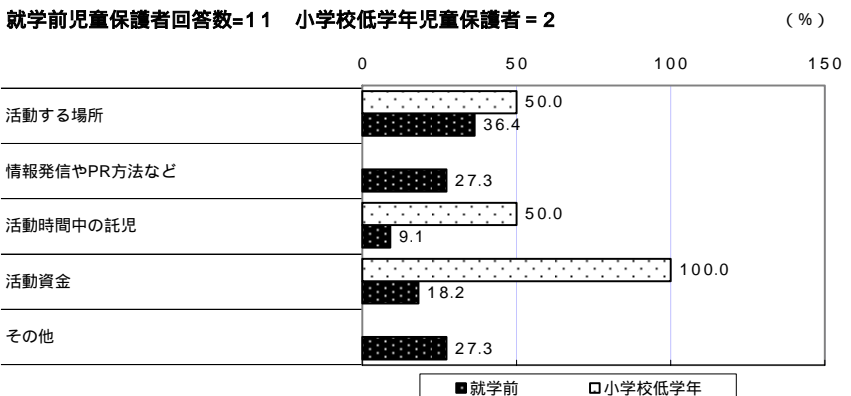
【就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者】  
サークル等の自主活動の参加状況



#### (1) 自主活動をするときに困ること

就学前・小学校児童保護者の自主活動に「現在参加している」と回答した方の自主活動をするときに困ることの状況をみると、就学前児童保護者では「活動する場所」が36.4%と最も割合が高く、次いで「情報発信やPR方法など」「その他」がともに27.3%、「活動資金」が18.2%などとなっています。小学校低学年児童保護者では「活動資金」が100.0%、「活動場所」「活動時間中の託児」がともに50.0%となっています。

【就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者】  
自主活動をするときに困ること





# 第4章 南三陸町における将来の子どもを取り巻く環境

## 第1節 コーホート変化率法による人口推計

### 1. 平成26年までの南三陸町の人口推計

本町における過去5年間の実績人口に基づいた<sup>注13</sup>コーホート変化率法で後期行動計画の期間である平成22年から平成26年までの人口推計を行いました。その推計結果をみると、総人口は平成21年の18,035人から平成26年の16,730人と1,305人(減少率7.2%)減少すると推計されます。すべての年齢別人口で減少していますが、18歳未満人口は平成21年の2,895人から平成26年の2,383人と512人(減少率17.7%)減少し、大幅に減少すると推計されます。

**注13 コーホート変化率法による人口推計**

コーホート変化率法とは、各年の1歳毎の人口の変化率を算出し、推計する人口推計の方法です。宅地造成や公営住宅建設などの人口は増えると見込まれる特別な要因がない場合、使用されます。

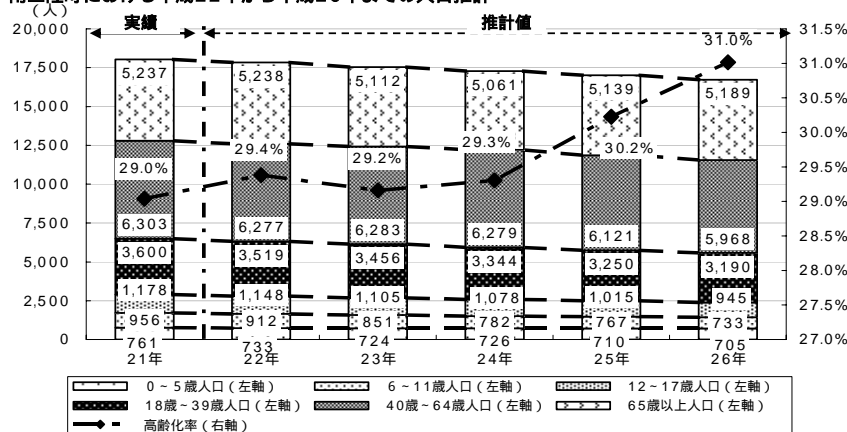
今後、65歳以上人口は減少するもののその減少幅は小さく、18歳未満人口などの減少が大きいことから、人口減少による急速な高齢化率の上昇が進むものと考えられます。

南三陸町におけるコーホート変化率法による平成22年から平成26年の人口推計  
(各年4月1日現在)

	実績値 21年	推計値				
		22年	23年	24年	25年	26年
総人口	18,035	17,827	17,531	17,270	17,002	16,730
18歳未満人口 (人)	2,895	2,793	2,680	2,586	2,492	2,383
(人口構成比率) (%)	16.1%	15.7%	15.3%	15.0%	14.7%	14.2%
0～5歳人口 (人)	761	733	724	726	710	705
(人口構成比率) (%)	4.2%	4.1%	4.1%	4.2%	4.2%	4.2%
6～11歳人口 (人)	956	912	851	782	767	733
(人口構成比率) (%)	5.3%	5.1%	4.9%	4.5%	4.5%	4.4%
12～17歳人口 (人)	1,178	1,148	1,105	1,078	1,015	945
(人口構成比率) (%)	6.5%	6.4%	6.3%	6.2%	6.0%	5.6%
18歳～39歳人口 (人)	3,600	3,519	3,456	3,344	3,250	3,190
(人口構成比率) (%)	20.0%	19.7%	19.7%	19.4%	19.1%	19.1%
40歳～64歳人口 (人)	6,303	6,277	6,283	6,279	6,121	5,968
(人口構成比率) (%)	34.9%	35.2%	35.8%	36.4%	36.0%	35.7%
65歳以上人口 (人)	5,237	5,238	5,112	5,061	5,139	5,189
(人口構成比率) (%)	29.0%	29.4%	29.2%	29.3%	30.2%	31.0%

(資料：住民基本台帳)

南三陸町における平成22年から平成26年までの人口推計



## 2. 南三陸町の平成22年から平成26年までの児童人口推計

南三陸町の平成22年から平成26年までの児童人口推計をみると、18歳未満児童人口は、平成21年の2,895人から平成26年の2,383人と512人(減少率17.7%)減少すると推計されます。

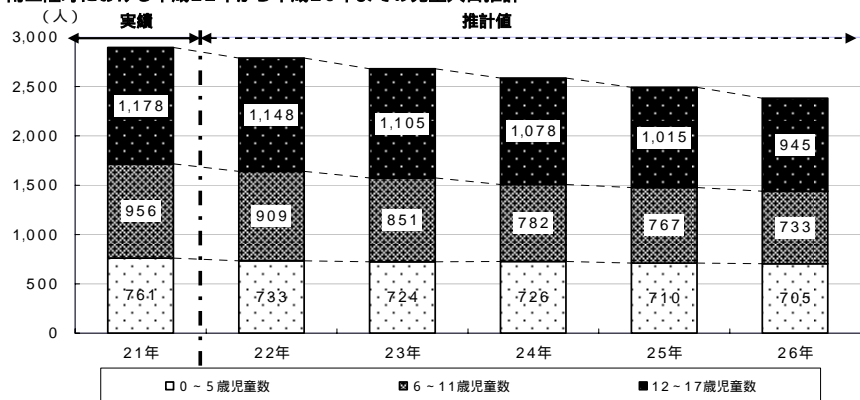
0～5歳児童数は、平成21年の761人から平成26年には705人と56人(減少率7.4%)減少、6～11歳児童数は平成21年の956人から平成26年の733人と223人(減少率23.3%)減少、12～17歳児童数は平成21年の1,178人から平成26年の945人と233人(減少率19.8%)の減少と、すべての年代で減少すると推計されます。

南三陸町における平成22年から平成26年まで児童人口推計

	実績値		推計値			
	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満児童人口 (人)	2,895	2,790	2,680	2,586	2,492	2,383
0～5歳児童数 (人)	761	733	724	726	710	705
0歳児童数 (人)	116	115	110	107	103	100
1歳児童数 (人)	112	124	123	118	115	111
2歳児童数 (人)	128	114	126	125	120	117
3歳児童数 (人)	119	133	119	131	130	125
4歳児童数 (人)	132	117	131	117	128	127
5歳児童数 (人)	154	130	115	128	114	125
6～11歳児童数 (人)	956	909	851	782	767	733
6歳児童数 (人)	140	149	125	111	123	109
7歳児童数 (人)	143	140	149	125	111	123
8歳児童数 (人)	136	141	138	147	123	109
9歳児童数 (人)	176	130	138	135	144	120
10歳児童数 (人)	178	172	130	135	132	141
11歳児童数 (人)	183	177	171	129	134	131
12～17歳児童数 (人)	1,178	1,148	1,105	1,078	1,015	945
12歳児童数 (人)	189	179	173	167	126	131
13歳児童数 (人)	199	187	177	171	165	124
14歳児童数 (人)	188	200	188	178	172	166
15歳児童数 (人)	192	187	199	187	177	171
16歳児童数 (人)	208	186	181	193	181	171
17歳児童数 (人)	202	209	187	182	194	182

(資料：住民基本台帳)

南三陸町における平成22年から平成26年までの児童人口推計



## 第5章 後期行動計画の理念と基本目標

### 第1節 次世代育成支援後期行動計画の理念

子どもは、次代を担う希望であり、子どもたちが親や保護者、多くの地域の人々に見守られ、豊かな心を育み次代の力となっていくことは、町民すべてが願っていることです。しかし、経済不安を要因とする若年世代の就労形態の不安定化、夫婦共働きの増加や仕事と子育ての両立の問題、子育てに関する経済的負担など、結婚や子育てに対する不安や負担が大きくなっています。これらの複合的な問題が重なり、若者の結婚や子どもを産み育てることをためらわせ、少子化をより進める要因となっています。

次世代育成支援対策推進法の第3条の「基本理念」には、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」としています。これは親や保護者に第一義的な子育てにおける責任はあるものの、子育てを親や保護者だけの問題とはせず、社会全体で子育てにおける様々な障害を取り除くための支援に取り組むことを求めています。

次世代育成支援前期行動計画では、これらを踏まえ、「健やかに子どもを産み育てることができるまちづくり」を基本理念とし、次世代育成支援施策に取り組んできています。次世代育成支援後期行動計画においても施策の一貫性の観点から前期行動計画と同じ基本理念とします。

#### 基本理念

**健やかに子どもを産み 育てることができる  
まちづくり**

次世代育成支援後期行動計画に基づいて、子育てに関して総合的な施策を展開し、各種事業に取り組めます。また、町民、ボランティア団体や民間サークル、事業主などと協働し、次世代育成支援に取り組めます。

## 第2節 計画の基本目標

次世代育成支援前期行動計画では、「健やかに子どもを産み育てることができるまちづくり」の基本理念のもとに7つの基本目標を設定し、具体的な施策を展開してきました。

次世代育成支援後期行動計画では、本町の現状と課題から、新たに基本目標を編成し施策を展開することにより、子どもを産み育てることに喜びを感じ、子どもがたくましく成長できるまちの実現を目指します。

### 1. 仕事と子育てを両立するための支援

本町では、子育て家庭の共働き世帯が増加するとともに、近年の不況などによる若者の雇用の不安定化などにより、仕事と結婚・子育てなどの家庭生活の両立が困難となっています。また、共働き世帯では、女性が主に子育てを担うことが多く、仕事・家事・子育てと体力的・精神的な負担が偏る傾向にあります。

このことから、仕事と子育てが両立できる環境づくりや子育てにおける男女共同参画の推進など、保護者の就労環境づくりに努めます。

### 2. 地域でのサービス提供による子育て支援

我が国は、以前、子どもたちを家庭と地域で育み、地域が子育て家庭を見守る機能を有していました。しかし、子どもを育てる世代の就労環境の変化にともなう都市部への移転と、それにとともなう地方における少子化の進行、不況による就労環境の悪化などからの経済的な負担の増加などが課題となっています。また、多様化する子育て支援のニーズに対応することが求められています。

次世代育成支援後期行動計画においても、保育サービスの提供基盤の充実と子育て支援サービスの充実を図ることが重要です。

本町の子育て家庭における共働き世帯が経済的に安定し、安心した生活を送れるようにすることは子どもの生活基盤の安定に繋がります。子育て家庭や保護者が安心して就労できるよう保育サービスの提供基盤の整備や地域における子育てを支援する体制の整備に取り組みます。

### 3. 母子・父子家庭等の子育て支援の充実

本町では、ひとり親家庭が昭和 60 年以降減少傾向になりましたが、平成 2 年以降、再び増加する傾向にあります。

母子・父子家庭などでは、経済的不安・就労不安・子育てに関する不安を抱えることが少なくありません。母子・父子家庭の保育サービスの利用支援、就労、経済的な支援などの施策の充実を図ります。

### 4. 地域と連携した子どもとその家庭を支援するための体制の構築

本町では、少子化による子育て家庭の地域内での孤立化などが課題となっています。また、全国的に保護者の育児不安や体力的・精神的負担から、子どもを虐待する事例が多発しています。子どもへの虐待を早期に発見し、適切な相談や支援に結び付けるためには、子育て家庭を見守る地域住民の支援が重要です。

様々な子育て家庭の多様な子育て支援のニーズに対応するために、ボランティアや子育て支援サークルなどの自主活動による子育て支援を充実するための体制の構築に取り組みます。また、平成 17 年度から運営されている児童虐待防止ネットワーク活動の支援、保育所や保健センターなどの関係機関と連携を強化し体制構築に取り組みます。

### 5. 母子の健康保持・増進のための支援

子どもと子育てをする母親の心身の健康を取り巻く環境も従来から大きく変化し、晩婚化による難産や子どものアレルギー性疾患の増加、発達の遅れなどが課題となっています。

これまでの母子保健対策による取り組みの成果に加え、保育所・幼稚園・学校関係者と連携を強化し、妊産婦や子どもの成長に応じた適切な保健指導を行い、母子の健康の保持・増進を支援します。

## 6. 子どもと妊産婦が安全に過ごせるまちづくり

近年、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる事例が多発しています。事故などにより、障害を抱えることになったり、精神面で大きな影響を受けることも少なくありません。また、災害発生時に高齢者、障害者だけではなく、乳幼児や児童、妊産婦なども避難が遅れたりする可能性があります。気象庁によると宮城県沖を震源とする地震が、今後 30 年間で発生すると予想されています。本町は、昭和 35 年（1960 年）のチリ地震津波において、宮城県のなかで最も被害が大きかった地域です。

事故や犯罪に子どもが巻き込まれないよう、安心して生活でき積極的に活動できる環境づくりを推進するとともに、災害発生時に適切な支援と減災のための環境づくりを推進します。

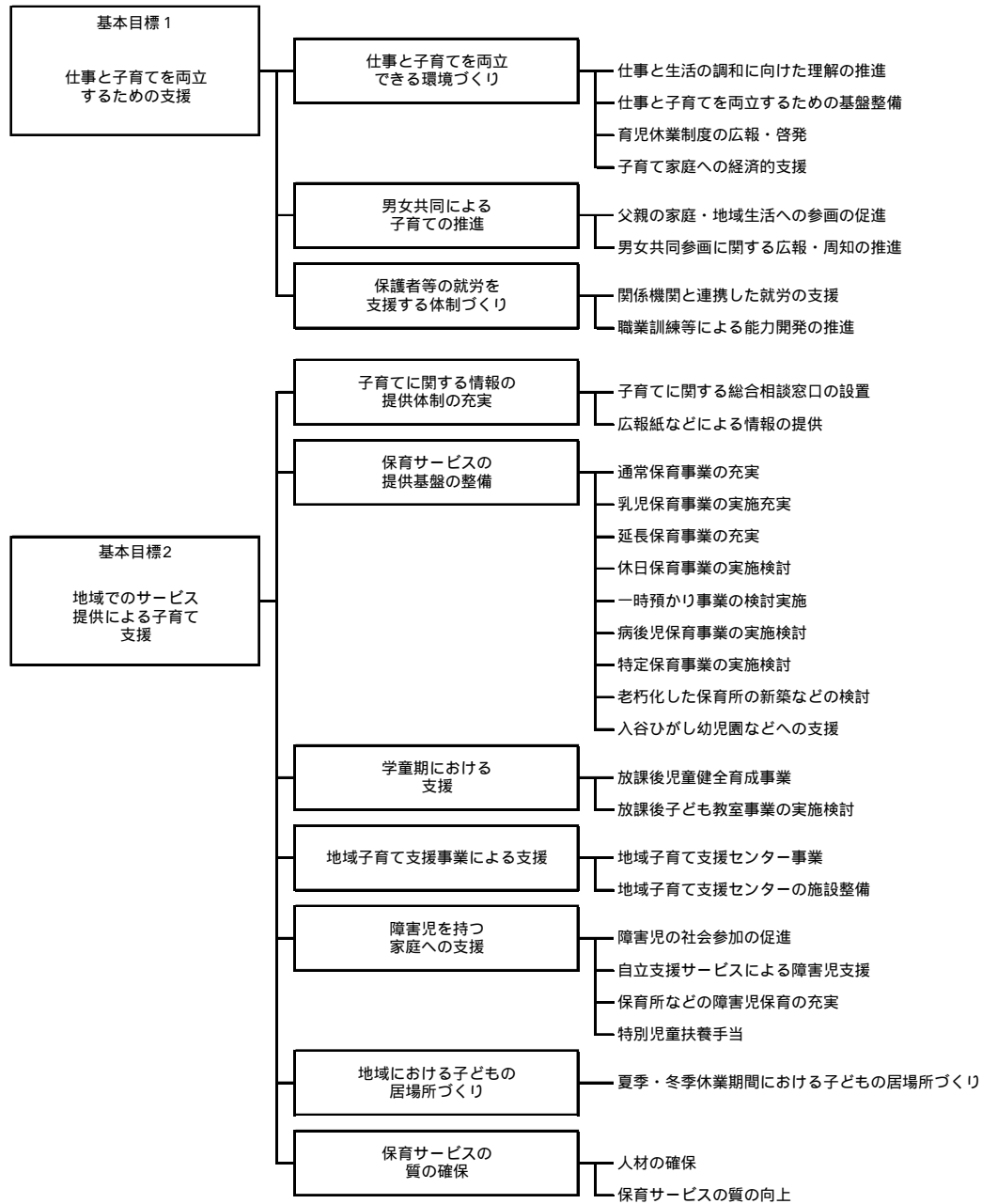
## 7. 子どもの学びを支援する体制づくりの推進

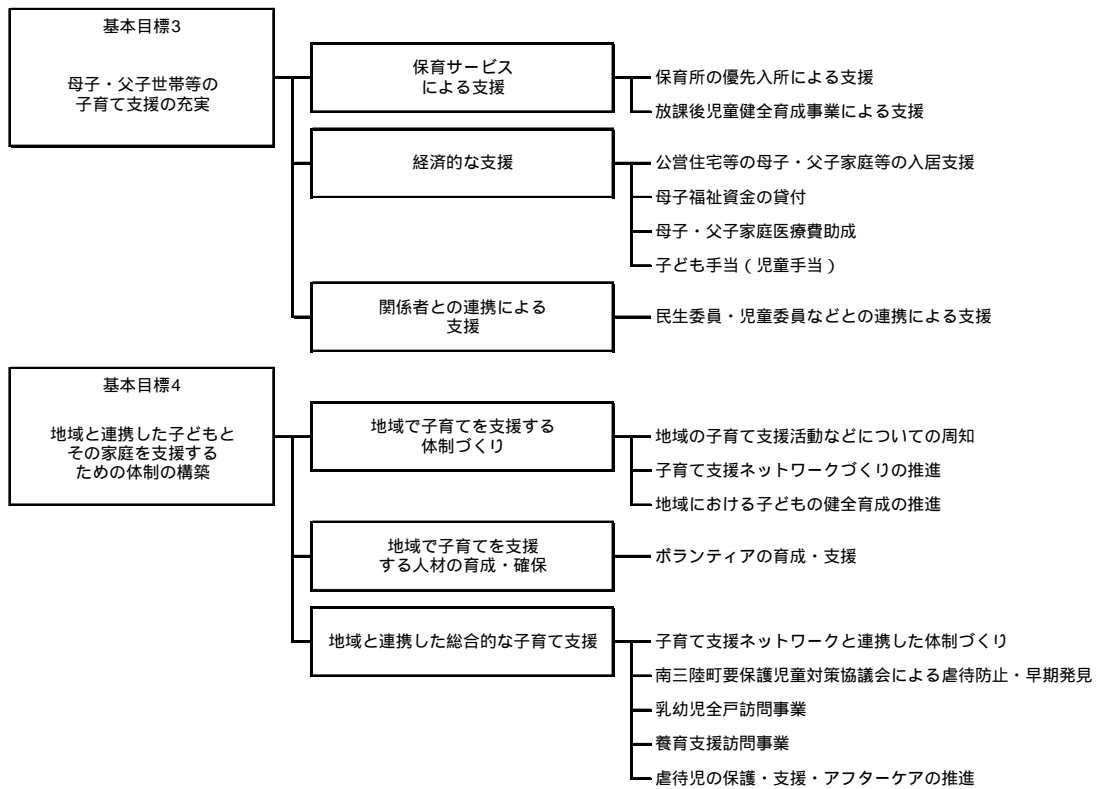
子どもは、将来、社会を支える一員として重要な役割を担うこととなります。そのためには、成長期から自立していくための力を養い、次代の親となるための結婚、家庭や子どもを育てるこころを涵養することが重要です。

子どもが成長とともに、豊かな感受性や健やかな身体と確かな学力を身につけるために、施設面の整備だけではなく、子育て家庭・学校・地域社会が一体となり、社会全体で子どもの様々な学びを支援する体制づくりを推進します。

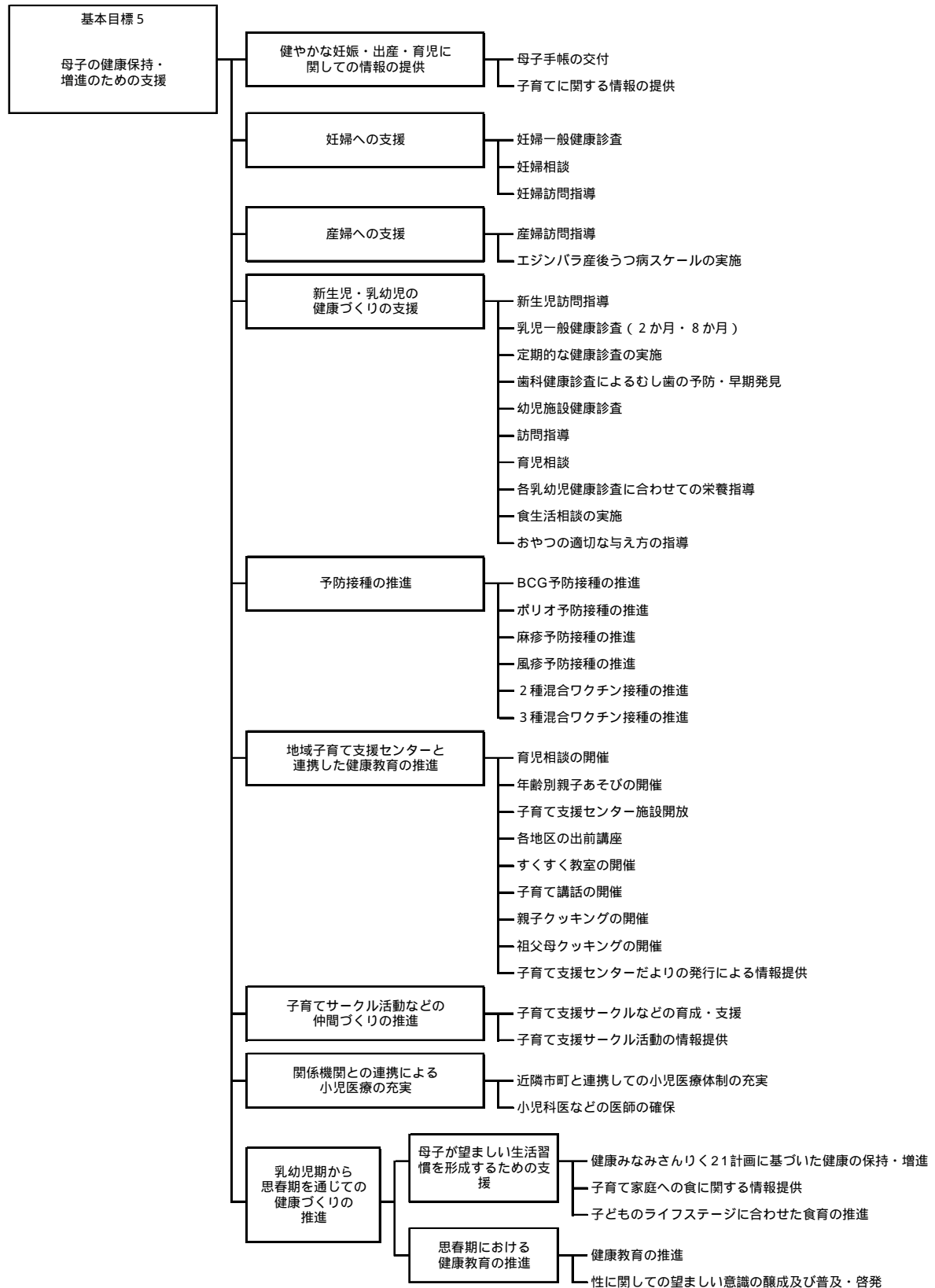
## 第3節 計画の体系図

後期行動計画は、7つの基本目標を設定しその目標の実現に向けて各種施策を展開します。

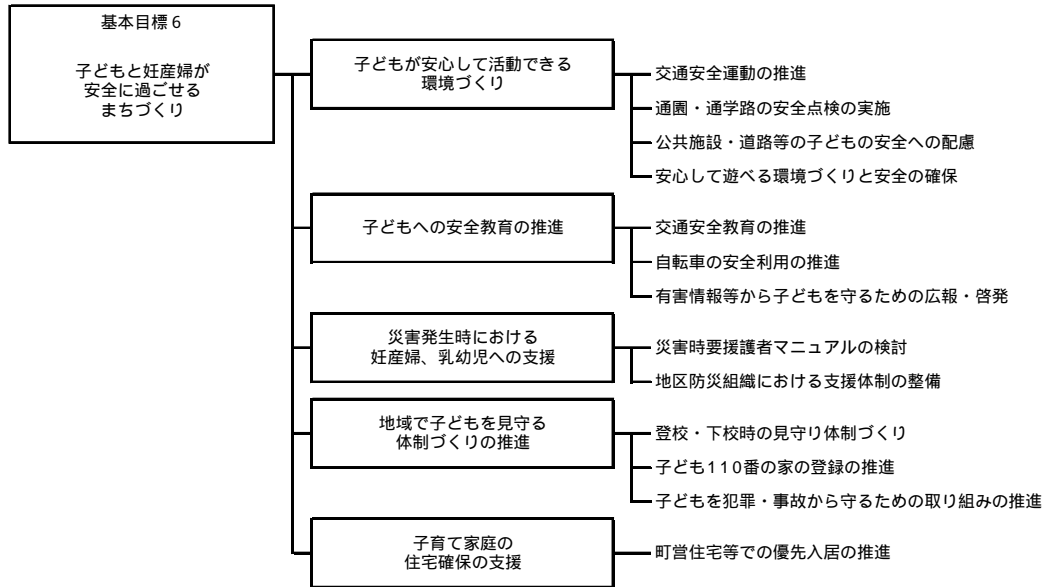


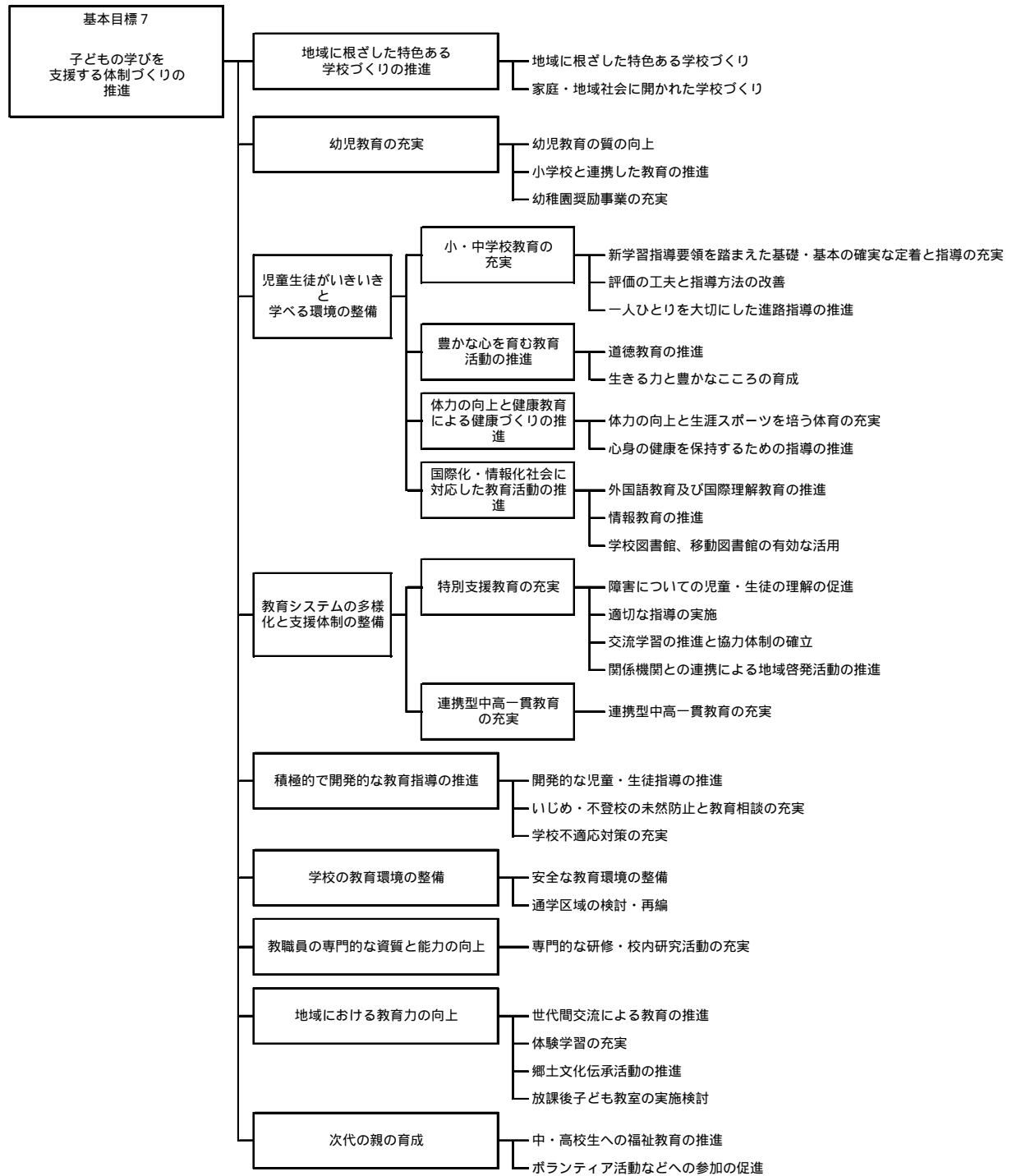






南三陸町次世代育成支援後期行動計画







## 第2部 各論



# 第1章 仕事と子育てを両立するための支援

## 第1節 仕事と子育てを両立できる環境づくり

### 【現状と課題】

我が国では、就労環境が大きく変化し、若者の非正規雇用などが増加するなど、社会的・経済的に不安定な状況にあります。また、女性の社会参画も進み、子育て家庭の共働きが増加しています。

本町においても、子育て家庭の共働き世帯が増加していますが、先の述べたように就労環境の変化や世界的な不況により、支出に占める子育てに関する経済的負担は増加しています。

このような状況から、若年代の結婚・子どもを産み育てることに不安や負担感を感じ、少子化が進む要因となっています。

仕事と生活の調和を図るため、<sup>注14</sup>育児休業制度などの周知や事業主次世代育成支援行動計画策定の支援の推進などに取り組み、地域社会全体で、仕事と子どもを産み育てることに喜びを感じることができる環境づくりが大切です。

#### 注14 育児休業制度

原則1歳に満たない乳児を養育している就労保護者が休業できる制度です。乳児が1歳に達する日を基準に、いずれかの親が育児休業を取得しているか、保育所(園)への入所ができない場合などの事情がある場合は、子どもが1歳6か月になるまで取得する期間を延長できます。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
仕事と生活の調和に向けた理解の推進	子育て家庭の保護者が、仕事と子育てを両立できるよう十分配慮し、多様で柔軟な働き方の選択を可能とするため、関係機関と連携し、事業主の理解を得るための広報・啓発に努めます。	保健福祉課
仕事と子育てを両立するための基盤整備	従業員101人以上の事業主を対象に、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主次世代育成支援行動計画の策定を促します。また、策定にあたって必要な情報などの提供による支援を行います。さらに100人以下の事業主を対象に、南三陸町の子育て家庭を取り巻く環境づくりに関して理解を促すため、広報紙などによる周知に努めます。	保健福祉課
育児休業制度の広報・啓発	妊産婦や新生児を持つ保護者を対象とした育児休業制度などについて、町民や町内に事業所を持つ事業主への制度の理解と取得促進に向けた働きかけを行うため、広報紙などによる周知に努めます。	保健福祉課
子育て家庭への経済的支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子ども手当(児童手当)を給付します。	保健福祉課

南三陸町次世代育成支援後期行動計画



平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
仕事と生活の調和 に向けた理解の 推進	公共職業安定所 との連携		●	連携	→
	事業主への 広報・啓発	●		継続実施	→
仕事と子育てを両立するた めの基盤整備	事業主行動計画 策定支援		●	情報提供支援	情報提供による 策定支援
	事業主への 広報・啓発	●		継続実施	→
育児休業制度の 広報・啓発	町民への広報・ 啓発	●		継続実施	→
	事業主への 広報・啓発	●		継続実施	→
子育て家庭への 経済的支援	子ども手当		●	実施	→
	児童手当	●		継続実施	→



## 第2節 男女共同による子育ての推進

### 【現状と課題】

我が国では、子育て家庭の核家族化が進行しています。また、子育て家庭の共働きも増加しています。

本町の子育て家庭は、3世代同居世帯が多いものの、共働きが増加しています。

就学前児童保護者のアンケート調査結果の就労状況をみると、母親でもフルタイムやパートタイム・アルバイトなどの就労している母親が大半を占めています。さらに普段、主に子どもの世話をしている状況をみると、母親という回答が多くなっています。

このことから母親には、就労・家事・育児の肉体的・精神的負担から、不安や悩みなどのストレスを抱えてしまう母親も少なくないと考えられます。

このような育児負担の軽減や育児不安の解消を図るため、子育てにも男性もが参加し、負担を分担し合えるよう男女共同で子育てする意識を醸成する必要があります。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
父親の家庭・地域生活への参画の促進	子育て家庭の男性及びすべての町民や事業主を対象に、育児や介護などを行う男性の就労者に対する理解と協力を促す広報・啓発の充実に努めます。	保健福祉課 生涯学習課
男女共同参画に関する広報・周知の推進	家事・育児・介護など家庭生活全般にわたる性別役割分担意識の軽減と、男女共同参画の視点に立った豊かな家庭生活の実現をめざし、さまざまな機会や媒体を通じて男女共同参画の考え方に關する広報・周知に努めます。	保健福祉課 生涯学習課 企画課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
父親の家庭・地域生活への参画の促進	町民や事業主へ理解・協力を促すための広報・啓発		●	→ 継続実施	→
男女共同参画に関する広報・周知の推進	男女共同参画の考え方に關する広報・啓発		●	→ 継続実施	→

#### 注15 男女共同参画

男女共同参画社会基本法では、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」と定義しています。

## 第3節 保護者等の就労を支援する体制づくり

### 【現状と課題】

就学前児童保護者のアンケート調査結果の就労していない母親では、今後、就労を希望する方が半数以上を占めています。また、育児休業制度を利用している方は、父親・母親のどちらかが利用したと回答した方が21.6%と5人にひとりをお占めています。また、育児休業明けに保育サービスの調整などがつかず仕事を辞めたと回答した方が42.9%となっています。

核家族や共働きが進んでいるなかで、仕事を失うことや就労できないことは、子育て家庭の経済的基盤が不安定になることを意味し、子どもの経済的な環境の悪化に繋がる可能性があります。

育児休業明けの就労を支援するため、保育サービスの提供基盤の整備はもちろん、関係機関と連携しながら事業主に再雇用などを促すとともに、再就職しやすくするために公共職業安定所などと連携し、職業能力訓練などの情報提供を行うことも重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
関係機関と連携した就労の支援	公共職業安定所や関係各課と連携し、本町の職業紹介所による子育て家庭などを対象とした、職業情報の提供を行い就労を支援します。また、事業主に対し、育児休業明けの再雇用の促進に努めます。	産業振興課
職業訓練等による能力開発の推進	公共職業安定所や財団法人宮城県労働者ネットワークと連携し、仕事を確保するための職業能力開発に関する情報提供を行います。	公共職業安定所

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
関係機関と連携した就労の支援	職業紹介所による職業情報の提供	●		継続実施	→
職業訓練等による能力開発の推進	職業能力開発に関する情報提供		●	体制の検討	→
				情報提供の実施	→

## 第2章 地域でのサービス提供による子育て支援

### 第1節 子育てに関する情報の提供体制の充実

#### 【現状と課題】

本町では、保育所による保育サービスをはじめ、子育て支援事業や母子保健事業など様々な子育て支援に取り組んでいます。しかし、多岐にわたるこれらの事業を全て理解することは難しいのが現状です。また、子どもは成長過程で食事や運動方法なども変わります。

子育て家庭の共働きが増加しているなかで、同年代の子どもを育てている友人などが出来難く相談や子どもの成長に応じた情報の入手が困難となっています。アンケート調査結果の育児で不安を感じることは、就学前児童保護者では病気や発育・発達に関する事で割合が高くなっています。小学校低学年児童保護者では経済的な負担や教育に関する事で割合が高くなっています。

子育て家庭の状況に応じた、適切な育児方法や子育て支援事業を選択できるように、総合的な相談窓口の設置や広報紙などを通じて、子育て支援事業の周知を図ることが重要です。

#### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
子育てに関する総合相談窓口の設置	子育て家庭やその保護者を対象に、志津川保健センターや地域子育て支援センターで育児に関する相談や保育サービスの利用に関する相談を行うなど、情報を提供するための総合相談窓口（育児相談）を継続して設置します。	保健福祉課
広報紙などによる情報の提供	町で毎月発行している広報紙などを通じ、子育てに関する事業や総合相談窓口などの情報提供を行います。また、成長に応じた育児方法などを掲載したパンフレットを作成・配布し、子どもの年齢に応じた子育て情報の提供に努めます。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
子育てに関する総合相談窓口の設置	総合相談窓口（育児相談）を継続して設置	●		継続実施	→
広報紙などによる情報の提供	町広報紙による情報提供	●		継続実施	→
	パンフレット等による情報提供	●		継続実施	→

## 第2節 保育サービスの提供基盤の整備

### 【現状と課題】

近年、社会環境の変化にともない、女性の社会参画が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。また、就労形態が多様化し、子育てに関する保育ニーズも多様化してきています。

就学前児童保護者を対象としたアンケート調査結果をみると、母親のパート・アルバイトなどで就労している53名の方で、フルタイムへの転換希望が「希望がある」「希望はあるが予定はない」と回答した方が47.2%と半数近くの方でフルタイムへの転換の希望がありました。また、現在就労していない母親で今後の就労希望は、8割以上の方が「就労希望がある」と回答し、希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト」が6割以上を占めています。このことから今後も子育て家庭の共働きが増えるものと考えられます。子育て家庭の保護者が安心して、就労するためには保育サービスの提供基盤を整備し、様々な保育ニーズに対応できるようサービスを充実することが重要です。

また、本町の保育所において一部の施設が老朽化や保育スペースが狭隘化などにもなって、安全を確保するために改修や新築を検討する必要があります。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
通常保育事業の充実	保護者の就労などにより自宅などで、昼間養育できない児童を対象に、保育所や幼稚園において11時間以内で児童を預かる事業です。今後、サービス必要量が不足しないように保育体制の充実を図ります。	保健福祉課
乳児保育事業の実施・充実	保護者の就労などにより自宅などで昼間養育できない10か月から3歳未満の健康な乳児を対象に、保育所で預かる事業です。乳児保育利用希望者が増加する傾向にあり、乳児の保育所受け入れ体制を整備し、保育内容の充実を図ります。	保健福祉課
延長保育事業の充実	保護者が就労のため迎えに來れない児童を対象に、通常保育11時間を超えて保育を行う事業です。保護者の就労形態の多様化や通勤時間に対応するため、延長保育の充実に努めます。	保健福祉課
休日保育事業の検討	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日を含め年間を通じて開所し、日曜・祝日の昼間に自宅などでの養育が困難な児童を預かる事業です。施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討します。	保健福祉課
一時預かり事業の検討実施	就労形態の多様化に対応する一時的保育や専業主婦家庭などの緊急時（保護者の病気、育児疲れの解消など）に、自宅などで養育が困難な児童を対象に、一時的に児童を預かる事業です。近年、利用希望者が増加傾向にあることから、施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討実施します。	保健福祉課



施策内容

項目	事業内容	担当課
病後児保育事業の実施検討	保育所へ通っている児童などが病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な一定期間において、保育所、病院などに付設された専用スペースで一時的に預かる事業をいいます。施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討します。	保健福祉課
特定保育事業の実施検討	保護者のパート勤務者の増加など、就労形態の多様化にともなう保育需要の変化に対応するため、週2、3日程度、または午前か午後のみ自宅などでの養育が困難な児童を対象に、必要に応じて柔軟に児童を預かる事業です。施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討します。	保健福祉課
老朽化した保育所の新築などの検討	老朽化や保育スペースの狭隘化を解消するとともに、実施保育サービスの提供体制を勘案しつつ、老朽化した保育所の新築などを検討します。	保健福祉課
入谷ひがし幼稚園などへの支援	保育サービスの提供基盤の民間活力による整備を推進するため、入谷ひがし幼稚園などの認可外保育施設などを対象に、運営に関する支援を行います。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
通常保育事業の充実	保育サービス必要量の確保		●		→
乳児保育事業の実施充実	人材の確保による体制整備	●	→		→
延長保育事業の充実	人材の確保による体制整備	●	→		→
休日保育事業の実施検討	実施体制の検討		●		→
一時預かり事業の実施検討	実施体制の検討	●	→		→
病後児保育事業の実施検討	実施体制の検討		●		→
特定保育事業	実施体制の検討		●		→
老朽化した保育所の新築などの検討	保育所の新築などの検討		●		→
入谷ひがし幼稚園などへの支援	入谷ひがし幼稚園などの認可外保育施設への支援	●	→		→



【平成 26 年度までの保育サービスの数値目標】

平成26年度までの保育サービスの数値目標

	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
通常保育事業利用見込み量 (人)	289	294	313	330
3歳未満児利用見込み量 (人)	25	30	48	64
3歳以上5歳未満児利用見込み量 (人)	264	264	265	266
通常保育事業実施数 (か所)	5	5	5	5
乳児保育事業利用見込み量(再掲) (人)	2	2	2	2
乳児保育事業実施数 (か所)	25	30	48	64
延長保育事業利用見込み量 (人)	4	6	9	12
延長保育事業実施数 (か所)	1	1	1	1
一時預かり事業利用見込み量 (人)				
一時預かり事業実施数 (か所)	1	1	1	1

## 第3節 学童期における支援

### 【現状と課題】

現在、本町では放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを2か所（志津川小学校、伊里前小学校）で実施しています。放課後子ども教室は実施していません。放課後児童健全育児事業（放課後児童クラブ）の利用者は年々増加してきており、子育て家庭への事業内容の周知が進んできています。

アンケート調査では、来年小学校への就学予定のある児童保護者の放課後児童健全育成事業の利用希望は、2割を占めています。また、母親の就労状況は、就学前児童保護者では57.5%、小学校低学年児童保護者では76.3%と就学前児童保護者を大きく上回っています。

子どもの成長につれて母親が就労する傾向にあり、共働き家庭が増える傾向にあります。このことから放課後児童健全育成事業へのニーズも増加することが考えられ、事業の充実や教育委員会が所管する放課後子ども教室について実施を検討するなど、放課後児童を健全育成するための環境整備が重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業の充実（放課後児童クラブ）	保護者が仕事などにより、放課後の時間帯に昼間自宅などにいない小学校低学年児童（1年生～3年生）を対象に、指導員のもとで適切な遊び場や生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。 子育て家庭の支援を目的に、育児相談や保育所施設開放、親子で遊ぼう「たけのこクラブ」などを実施していきます。 事業内容の周知により浸透してきていることから、積極的に事業の充実を図ります。	教育総務課 保健福祉課
放課後子ども教室事業の実施検討	放課後の小学校児童を対象に、小学校の余裕教室を活用し地域の住民の参画を得て、児童と地域住民が学習やスポーツ、文化活動・地域住民との交流などにより、児童の健全育成を図る事業です。 現在、実施していませんが、実施体制の整備などについて後期計画期間に検討します。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
放課後児童健全育成事業の充実（放課後児童クラブ）	育児相談の実施	●		継続実施	→
	保育所施設の開放	●		継続実施	→
	たけのこクラブの実施	●		継続実施	→
放課後子ども教室事業の実施検討	実施・検討		●	実施体制の検討	→

### 【平成26年度までの保育サービスの数値目標】

平成26年度までの放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の数値目標

	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
放課後児童健全育成事業利用見込み量（人）	50	50	50	50
小学校3年生までの利用見込み量（人）	50	50	50	50
小学校4年生以上の利用見込み量（人）	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業実施数（か所）	2	2	2	2

## 第4節 地域子育て支援事業による支援

### 【現状と課題】

本町では、現在、地域子育て支援センターをくろしおグラウンド内に1か所設置しています。

アンケート調査結果の地域子育て支援センターの利用状況は、就学前児童保護者で1割強の方が利用しています。利用していない方の理由は、「時間がない」や「利用したいサービスがない」「自分がサービスの対象者になるのかどうかかわからない」「サービスの利用方法（手続き等）がわからない」という回答が多くなっています。未利用者の方の利用希望は6割を大きく上回っています。

地域子育て支援センターは、育児の孤立化による育児不安が進んでいるなかで重要な役割を担っています。今後、多様な子育て支援ニーズに対応するため、サービスの充実を図ることが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭（特に、家庭で養育している方）の支援を目的に、育児相談や年齢別親子遊び、子育て支援センターの施設開放、育児講座・育児トークなどの情報提供を行います。 子育て家庭の保護者同士の交流を促し、子育てに関する情報交換や情報提供を行うことにより、不安や悩みの軽減に努めます。 子どもの健やかな育成を図るため、多様な子育て支援のニーズに対応するためのサービスの充実を努めます。 また、子育てボランティアや子育てサークルを育成・支援し、多様な子育て支援の充実を図ります。	保健福祉課
地域子育て支援センターの施設整備	地域子育て支援センターは、現在くろしおグラウンド内に設置していますが、今後、志津川保育所との統合などを含め、施設の整備について検討します。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
地域子育て支援センター事業の充実	育児相談の実施	●	→	→
	年齢別親子遊びの実施	●	→	→
	子育て支援センター施設開放	●	→	→
	育児講座・育児トークの開催	●	→	→
地域子育て支援センターの施設整備		●	→	→

平成26年度までの地域子育て支援センター事業の数値目標

	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
地域子育て支援センター事業設置数 (か所)	1	1	1	1
ひろば型 (か所)	0	0	0	0
センター型 (か所)	1	1	1	1
児童館型 (か所)	0	0	0	0



## 第5節 障害児を持つ家庭への支援

### 【現状と課題】

平成17年に<sup>注16</sup>障害者自立支援法などが成立し、障害児・者を取り巻く環境は大きく変化し、地域社会で自立した生活を営むことが求められています。このようななかで障害児の進学や学校卒業後の就労、障害について地域の理解がまだまだ進んでいないこと、障害児保護者の就労が困難なことなどが課題となっています。

障害児やその保護者などの社会参加を促進するとともに、自立支援サービスによる障害児支援、障害児保育事業の充実が重要です。

障害児を育てる家庭では、自立支援サービスの利用や自立支援医療の負担などが大きいことが考えられます。障害児を育てる家庭などの経済的な負担を軽減するために、経済的な支援に取り組む必要があります。

#### 注16 自立支援サービス

平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づいて実施されているサービスのことです。介護給付・訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業などを提供します。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
障害児の社会参加の促進	障害児やその保護者の社会活動、行事参加を促進し、また社会参加のしやすい環境づくりに努めます。	保健福祉課
自立支援サービスによる障害児支援	自立支援サービスの介護給付や訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援事業などにより、障害児の状況に応じた必要な自立支援サービスを提供し、その生活を支援します。	保健福祉課
保育所などの障害児保育の充実	発達障害など、軽度の障害のある児童を対象に、保育所で預かる事業です。 現在、2か所の保育所で受け入れています。保育士等の人材を確保し、事業の充実に努めます。	保健福祉課
特別児童扶養手当	障害を持つ児童を育てる家庭を経済的に支援する特別児童扶養手当などを町の広報紙などにより制度の周知に努め利用を促します。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
障害児の社会参加の促進	障害についての理解の促進	● 広報・啓発			●
自立支援サービスによる障害児支援	自立支援サービスによる支援	● 第2期障害福祉計画による支援	●	● 第3期障害福祉計画による支援	●
保育所などの障害児保育の充実	障害児受け入れ	● 2か所での継続受け入れ		● 体制づくり	●
特別児童扶養手当	制度の広報・周知	●		● 継続実施	●

## 第6節 地域における子どもの居場所づくり

### 【現状と課題】

地域における子どもの数は年々減少していることから、遊びを通してコミュニケーションをとる機会の減などが課題となっています。

アンケート調査結果の子どもが屋外で日常的に運動をしている状況をみると、就学前児童保護者でほぼ8割、小学校低学年児童保護者で6割以上を占めています。一方で、子どもが屋外で運動しない理由は、「運動する場所周辺の道路などが危険だから」が就学前児童保護者で26.2%、小学校低学年児童保護者で32.4%と回答項目の上位に位置しています。

子どもたちが心身ともに豊かに成長していくためには、子どもたちや親が自主的に集り遊べる居場所づくりが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
夏季・冬季休業期間における子どもの居場所づくり	放課後児童健全育成事業の実施場所などを活用し、夏季・冬季休業期間に遊びの拠点となる子どもたちが集まれる場を提供し、健全な子どもの育成を図ります。	教育総務課 保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
夏季・冬季休業期間における子どもの居場所づくり	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の活用		実施体制の検討		実施

## 第7節 保育サービスの質の確保

### 【現状と課題】

保育サービスを提供するにあたっては、児童一人ひとりの発育や発達状況などに応じた適切な保育サービスを提供することが非常に重要です。

多様な保育サービスを提供するため保育士等の人材を確保に努めることが重要です。また、保育所などの会議を通じて児童一人ひとりの状況についての情報交換や保育技術の向上を図るためには、研修機会や体制の充実に取り組む必要があります。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
人材の確保	3歳未満における保育ニーズの増加に対応するため、保育サービス必要量が不足しないよう保育士等の人材の確保に努めます。	保健福祉課
保育サービスの質の向上	入所児童一人ひとりの発育状況に応じた適切な保育サービスが提供できるように、保育所などの会議における情報交換や研修機会の充実による質の向上に努めます。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
人材の確保	保育士などの人材の確保	●	●	●	●
		募集・採用	●	●	●
保育サービスの質の向上	会議における情報交換	●	●	●	●
	研修機会の充実	●	●	●	●

# 第3章 母子・父子世帯等の子育て支援

## 第1節 保育サービスによる支援

### 【現状と課題】

近年、全国的に母子・父子家庭が増加しています。母子・父子家庭などでは、就労しながらの子育てにより、身体的・精神的に大きな負担がかかっていると考えられます。

本町では、母子・父子家庭は平成12年以降増加傾向にあります。母子・父子家庭の保護者が、保育サービスを利用し安心して就労できるようすることは、子育てによる身体的・精神的負担感の軽減や経済的な自立にも繋がります。

母子・父子家庭の子どもを保育所などで優先的に預けられるように配慮することにより、母子・父子家庭の子育てを支援することが求められています。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
保育所の優先入所による支援	保育所入所について、母子・父子家庭などの児童の優先的利用に配慮していきます。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業による支援	放課後児童健全育成事業について、母子・父子家庭などの児童の優先的利用に配慮していきます。	教育総務課 保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目		平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
保育所の優先入所による支援	優先入所の配慮	●	→	継続実施	→
放課後児童健全育成事業による支援	優先的利用の配慮	●	→	継続実施	→

## 第2節 経済的な支援

### 【現状と課題】

母子・父子家庭などでは、保護者が就労している方が多数ですが、子育ての負担が重なり体調を崩してしまい、就労できない方も少なくありません。このような状況から子育てに適した住宅を確保することが難しいのが現状です。

経済的な基盤の低下は、子育てにおける経済的な環境の悪化を招くことから、経済的な支援を行い自立した生活を送れるように、総合的な支援に取り組むことが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
公営住宅等の母子・父子家庭等の入居支援	公営住宅の供給に関して母子・父子家庭などの優先的入居について配慮していきます。	建設課 保健福祉課
母子福祉資金の貸付 母子・父子家庭医療費助成 子ども手当（児童手当）	母子福祉資金の貸付け、母子父子家庭医療費助成、子ども手当（児童手当）など、経済的支援を行う制度について、町の発行している広報紙などによる周知に努め利用を促し、母子・父子家庭などの生活安定を図ります。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
公営住宅等の母子家庭等の入居支援	優先的利用の配慮	●	→	継続実施	→
母子福祉資金の貸付 母子父子家庭医療費助成	制度の広報・周知	●	→	継続実施	→
子ども手当（児童手当）	子ども手当		●	実施	→
	児童手当	●	→	継続実施	→

## 第3節 関係者との連携による支援

### 【現状と課題】

本町では、18歳未満の子育て家庭における核家族のなかに占めるひとり親家庭の割合が平成7年以降高くなっており、平成17年の国勢調査では、子育てしている核家族に占める男親・女親ひとりと子ども世帯の合わせた割合は24.4%となっています。特に、女親ひとりと子どもの世帯数が増加しています。

アンケート調査結果の家族類型別の子育ての不安があるという方は、就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者は、核家族世帯とひとり親家庭で割合が高くなっています。

地域の民生委員・児童委員などの関係者と連携し、身近な場所で早期に不安の解消ができる支援体制づくりが大切です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
民生委員・児童委員などとの連携による支援	制度解説などの各研修会を実施し、民生委員などの資質の向上を図るとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を図ります。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
民生委員・児童委員などとの連携による支援	研修などでの資質の向上	●	●	継続実施	●
	各委員の連携強化	●	●	継続実施	●

# 第4章 地域と連携した子どもと

## その家庭を支援するための体制の構築

### 第1節 地域で子育てを支援する体制づくり

#### 【現状と課題】

近年、本町では他市町村と比較しても子育て家庭における3世代同居世帯の割合が上昇し、核家族世帯の割合は低下しています。このことから地域のなかで子育てしている核家族世帯の「育児の孤立化」がより進行していると考えられます。また、子どものいる3世代同居世帯数も年々減少傾向にあり、子育て家庭同士の交流機会が減少していると考えられます。現在、本町では子育てネットワークの構築や地域における子育て支援に取り組んでいますが、地域関係の希薄化や価値観の多様化により、その活動の趣旨や周知がなかなか浸透しないのが現状です。

地域の子育て支援活動の周知と理解を得ながら、育児に関する不安や悩みを軽減するために、子育て家庭同士の情報交換ができるネットワークの構築や関係機関と連携し、地域全体で子育て支援に取り組むことが重要です。

#### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
地域の子育て支援活動などについての周知	地域における子育て支援活動について、保護者に活動内容について広報紙などによる周知を図り、理解を得るための取り組みを推進します。	保健福祉課
子育て支援ネットワークづくりの推進	保育所、子育て支援センターや幼保連（幼稚園と保育所の連絡組織）を中心に、任意の子育てグループへ情報提供や技術支援を行うなど、相互が連携したネットワークづくりを推進します。	教育総務課 保健福祉課
地域における子どもの健全育成の推進	学校・保育施設・民生委員・児童委員・主任児童委員との連携を深め、子どもの健全育成の推進活動への支援を図ります。	教育総務課 保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
地域の子育て支援活動などについての周知	活動内容についての広報・周知	●		継続実施	→
子育て支援ネットワークづくりの推進	情報提供	●		継続実施	→
	技術指導	●		継続実施	→
	要保護児童対策協議会による対応	●		継続実施	→
地域における子どもの健全育成の推進	関係機関や各委員などとの連携強化	●		継続実施	→

## 第2節 地域で子育てを支援する人材の育成・確保

### 【現状と課題】

本町では地域子育て支援センターで子育てに関するボランティアの育成・支援を行うなど、地域で子育てを支援する人材の育成と確保に取り組んできました。しかし、近年、ボランティア活動への参加数の伸び悩みなどが課題となっています。

多様な子育て支援に関するニーズに対応するためには、行政のサービスだけでなく、地域で子育て支援ボランティア活動をする人材・団体を育成し確保するための取り組みを推進する必要があります。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
ボランティアの育成・支援	子育てに関するボランティア活動を促進するため、子育てに関する活動を行っている人材・団体に働きかけを行い、ボランティア連絡協議会などの研修、地域子育て支援センターの講座などによる育成に努めます。また、活動の広報・周知を図り利用の促進に努めるなど、必要な支援に取り組みます。	総務課 保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
ボランティアの育成・支援	研修などによる育成	●		継続実施	→
	ボランティア活動の広報・周知による支援	●		継続実施	→



## 第3節 地域と連携した総合的な子育て支援

### 【現状と課題】

近年、全国で子育て家庭の育児の孤立化による不安や悩みなどのストレスを抱え、児童虐待や不適切な対応をしてしまう事例が多発しています。

アンケート調査結果で不適切な育児の有無の状況をみると、「ある」と「時々ある」を合わせた「ある」という回答は、就学前児童保護者で約6割、小学校低学年児童保護者で7割近くを占めています。不適切な育児の内容は、「感情的な言葉」が多くなっています。

保護者の不安や悩みは、子どもの成長段階で変化していくことから、気軽に相談できる体制の整備などによる不安や悩みを軽減できる環境づくりが大切です。また、虐待や不適切な対応を早期に発見し、対応する体制づくりや虐待児に必要な援助を行えるよう関係機関との連携を図ることが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
子育て支援ネットワークと連携した体制づくり	地域子育て支援センターで支援している子育て支援ネットワークと連携し、子育て家庭の不安や悩みの早期軽減のため子育てに関する情報提供や相談などを行える体制づくりを推進します。	保健福祉課
南三陸町要保護児童対策協議会による虐待防止・早期発見	南三陸町要保護児童対策協議会を中心に、保健福祉課や子育て支援センターなど関係各課、関係機関と連携し、虐待の防止及び早期発見・対応に努めます。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みの軽減を図り育児の孤立化を防ぐため、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況・養育環境等の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供などにつなげる事業を実施します。	保健福祉課
養育支援訪問事業	養育を支援する必要性が特に高い妊産婦や虐待もしくはその危険性の高い家庭を対象に、保健師・保育士などが居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、望ましい養育の実施を図ります。	保健福祉課
虐待児の保護・支援アフターケアの推進	保育所・子育て支援センター・保健センターと連携し虐待児童の精神不安の軽減に努めます。 虐待児童の保護が必要な場合は、石巻児童相談所気仙沼支所と連携し、情報交換を行うなど、適切な援助がなされるよう取り組みます。	保健福祉課



平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
子育て支援ネットワークと連携した体制づくり	子育ての悩みなどを軽減するため情報提供・相談体制づくり	●		継続実施	→
南三陸町要保護児童対策協議会による虐待防止・早期発見	虐待の早期発見・対応	●		継続実施	→
	虐待の発生防止	●		継続実施	→
乳児家庭全戸訪問事業	訪問による相談・支援の実施	●		継続実施	→
養育支援訪問事業	養育に関する指導・助言の実施	●		継続実施	→
虐待児の保護・支援アフターケアの推進	虐待児童の精神的不安の軽減	●		継続実施	→
	石巻児童相談所気仙沼支所と連携した適切な支援	●		継続実施	→

# 第5章 母子の健康保持・増進のための支援

## 第1節 健やかな妊娠・出産・育児に関する情報の提供

### 【現状と課題】

妊産婦が健康に妊娠期を過ごし、出産後も母子ともに健康を保持し、生活を営むうえで、妊娠・出産・育児に関する基礎的な知識を身につけることが大切です。

本町では、母子健康手帳の交付・乳幼児健診時に子育てに関するパンフレットの配布や南三陸町のホームページなどで、子育てに関する基礎的な知識を習得するため、母子保健事業で実施している各種講座の周知に努めています。

妊産婦や母子が健康を保持するうえで、基礎的な知識を習得するため母子健康手帳を交付するとともに、各種講座への参加を促すため、広報紙などによる周知を充実する必要があります。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届けを提出した妊婦を対象に、出産までの妊婦の健康状況や健康を保持するための情報、出産時状況、子どもの成長状況などを記入する母子健康手帳を交付します。	保健福祉課
子育てに関する情報の提供	妊産婦に、出産から子育て、保育サービスなどについて、町のホームページやパンフレットの配布などによる情報提供を行い、子育てに関する知識の習得を促し、妊娠・出産・育児に関する不安の軽減に努めます。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
母子健康手帳の交付	手帳の交付	●		継続実施	→
子育てに関する情報の提供	町のホームページやパンフレットの配布による情報提供	●		継続実施	→

## 第2節 妊婦への支援

### 【現状と課題】

妊婦を対象に、健やかな妊娠期を過ごし安全な出産のために、妊婦一般健康診査や妊婦訪問指導などにおいて、受診にあたっての助成や必要な指導を行い支援してきました。

本町では、母親出産年齢が年々上昇してきています。出産年齢が高くなると母体や胎児への身体的な負担が大きくなる可能性があります。平成20年度の妊婦一般健康診査における平均受診率（全5回）の状況は、98.4%となっています。

健やかな妊娠期を過ごし、安全な出産のため妊婦一般健康診査の受診勧奨や妊婦訪問指導を推進することが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
妊婦一般健康診査	妊娠届けを提出した妊婦を対象に、胎児の発育状況や母体の健康状態を確認する健康診査を医療機関に委託して実施し、健やかなマタニティライフと安全な出産を図るため、広報紙などによる受診の勧奨に取り組みます。	保健福祉課
妊婦相談	妊娠届けを提出した妊婦を対象に、母子健康管理指導事項連絡カードの紹介、妊婦の喫煙・飲酒者への指導、妊娠高血圧症候群予防、貧血予防などの指導を行うとともに、妊娠期の過ごし方についての相談を行います。	保健福祉課
妊婦訪問指導	若年・高齢での出産や妊娠中毒症など出産の際に危険をともなう妊婦を対象に、保健師などの訪問により健康状態の確認を実施します。また、必要な指導・支援を行うとともに、出産に関する情報提供を行い不安の軽減に努めます。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
妊婦一般健康診査	受診勧奨	●		継続実施	→
妊婦相談	保健指導の実施	●		継続実施	→
	相談の実施	●		継続実施	→
妊婦訪問指導	出産に危険をともなう妊婦への保健指導	●		継続実施	→
	情報の提供	●		継続実施	→

## 第3節 産婦へ支援

### 【現状と課題】

産婦は、出産によるホルモンバランスの変化により、子育てに関する不安を感じ気分が塞ぎがちとなる産後うつ病やマタニティブルーなど、こころのバランスを崩すことがあります。

本町では、産婦訪問指導を実施し子育ての不安や相談できる関係づくりなどを行い、産婦と子どもの健康の保持・増進と疾病の早期発見・早期治療に結び付けるための事業に取り組んでいます。

後期行動計画においても、産婦と新生児の健康の保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療に結び付ける取り組みを推進します。

#### 注 17 産後うつやマタニティブルー

産後すぐから涙もろくなったり、理不尽ないらだちを感じたり、これからの子育てに不安を感じるなどで気分がふさぐ状態のことです。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
産婦訪問指導 (新生児訪問時に実施)	産婦全員を対象に、子育てに関する不安の相談や健康管理などの必要な指導と支援を行うことにより、産婦と新生児の健康づくりを推進します。	保健福祉課
エジンバラ産後うつ病スケールの実施	産婦全員を対象に、産後うつ病の早期発見・治療に結び付けるため、エジンバラ産後うつ病スケールを実施します。要指導者へは家庭訪問・電話相談・乳幼児健診などで必要な指導・支援を行います。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
産婦訪問指導 (新生児訪問時に実施)	子育てに関する相談・指導の実施	●		継続実施	→
	健康管理に必要な保健指導	●		継続実施	→
エジンバラ産後うつ病スケールの実施	エジンバラ産後うつ病スケールの実施による早期発見・治療	●		継続実施	→

## 第4節 新生児・乳幼児の健康づくりの支援

### 【現状と課題】

本町では乳幼児を持つすべての家庭を対象に、新生児訪問による発育・発達状況の確認や産婦の身体面・精神面での支援に取り組んできています。

健康診査では、2か月・8か月児を対象とした乳児一般健康診査や3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などを定期的に行い発育・発達の状況を確認し、保健指導を実施するなど新生児・乳幼児の成長段階に合わせた健康づくりを推進しています。

各種乳幼児健康診査受診状況は、平成20年度は9割以上となっています。乳幼児の健康増進と疾病の早期発見・治療のため、受診率100.0%を目指し、各種健診の受診を勧奨するための各種健診の日程などについて広報紙などを通じて周知を図ることが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
新生児訪問指導	新生児を対象に、新生児の発育・発達の確認を行い必要な指導と支援を行うとともに、訪問後に保健福祉課内でカンファレンスを行います。また、産婦の産後うつ病の早期発見に努めます。エジバラ産後うつ病スケールハイリスク者の支援などを行います。	保健福祉課
乳児一般健康診査（2か月・8か月）	2か月児・8か月児を対象に、発育・発達状況を確認する健康診査を宮城県医師会に委託して実施し、発育・発達の遅れなどの早期発見・対応を図るための受診を勧奨します。	保健福祉課
定期的な健康診査の実施	3か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児を対象に、発育・発達状況を確認する健康診査の受診を勧奨します。また、母親への育児支援、月齢に応じた食事の状況、離乳食の準備や進め方、むし歯予防の周知などの保健指導を実施します。	保健福祉課
歯科健康診査によるむし歯の予防・早期発見	10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象に、むし歯の早期発見・早期治療に結び付けるための歯科健康診査の広報紙などによる受診の勧奨に取り組みます。また、おやつのかぶり方、歯磨き状況のチェック、歯科医師や歯科衛生士の講話などの保健指導を実施します。	保健福祉課
幼児施設健康診査	保育所や幼稚園などの幼児施設に入所している児童を対象に、発育・発達状況を確認する健康診査を実施します。 保育所や幼稚園などの幼児施設と連携し、保健指導などの実施に努めます。	保健福祉課
訪問指導	各種健診で援助が必要とされた乳幼児の家庭を対象に、自宅を訪問し必要な保健指導などを実施します。	保健福祉課
育児相談	乳幼児や子どもを持つ保護者などが、育児に関する悩みや不安を相談できる育児相談窓口を、保健福祉課・地域子育て支援センターに設置し、来所や電話などによる相談や情報提供を行います。	保健福祉課
各乳幼児健康診査に合わせた栄養指導	各乳幼児健康診査後に、乳幼児の発育状況に合わせた栄養指導を実施します。	保健福祉課
食生活相談の実施	乳幼児の食生活に関して相談できる窓口を保健福祉課に設置し、随時、子どもの発育状況に応じた個別の食生活相談を実施します。	保健福祉課
おやつ適切な与え方の指導	乳幼児健診・歯科健診後に、おやつ役割についての正しい知識の習得を図り、望ましいおやつなどの準備ができるよう支援を行います。	保健福祉課



平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
新生児訪問指導	訪問による保健指導の実施	●		継続実施	→
	エジンバラ産後うつ病スケールハイリスク者の指導の実施	●		継続実施	→
乳児一般健康診査(2か月・8か月)	受診勧奨	●		継続実施	→
定期的な健康診査の実施	受診勧奨	●		継続実施	→
	集団・個別での保健指導の実施	●		継続実施	→
歯科健康診査によるむし歯の予防・早期発見	受診勧奨	●		継続実施	→
	集団・個別での保健指導の実施	●		継続実施	→
	歯科衛生士による講話	●		継続実施	→
幼児施設健康診査	保健指導の実施		● 連携のあり方の検討	● 保健指導の実施	→
訪問指導	保健指導の実施	●		継続実施	→
育児相談	電話や面談による相談の実施	●		継続実施	→
各乳幼児健康診査に合わせた栄養指導	発育に合わせた栄養指導の実施	●		継続実施	→
食生活相談の実施	保健福祉課で随時、実施	●		継続実施	→
おやつ適切な与え方の指導	指導の実施	●		継続実施	→

## 第5節 予防接種の推進

### 【現状と課題】

本町では、現在6種類の予防接種を実施しています。各種予防接種の接種率は6割以上となっています。

最も接種率が低かったのはポリオ予防接種で65.5%となっています。

現在、町の広報紙で予防接種を実施する月の広報紙に掲載するとともに防災無線放送で周知に努めています。

今後も、接種率の向上を図り疾病の予防に取り組みます。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
BCG予防接種の推進	BCG予防接種は個別摂取のため、指定医療機関の広報・周知を図り、期限内の接種の指導を行うなど接種の推進に努めます。	保健福祉課
ポリオ予防接種の推進	ポリオ予防接種について、予防接種を実施する月の広報紙に掲載し、正しい知識の広報・啓発を図るとともに、防災無線放送での接種の推進に努めます。	保健福祉課
麻疹予防接種の推進	麻疹予防接種について、前期行動計画に引き続き、予防接種を実施する月の広報紙に掲載し広報・周知を図るとともに、防災無線放送での接種の推進に努めます。	保健福祉課
風疹予防接種の推進	風疹予防接種について、前期行動計画に引き続き、予防接種を実施する月の広報紙に掲載し広報・周知を図るとともに、防災無線放送での接種の推進に努めます。	保健福祉課
2種混合ワクチン接種の推進	2種混合ワクチン接種（ジフテリア・破傷風）について、前期行動計画に引き続き、予防接種を実施する月の広報紙に掲載し広報・周知を図るとともに、防災無線放送での接種の推進に努めます。	保健福祉課
3種混合ワクチン接種の推進	3種混合ワクチン接種（ジフテリア・百日咳・破傷風）について、前期行動計画に引き続き、予防接種を実施する月の広報紙に掲載し広報・周知を図るとともに、防災無線放送での接種の推進に努めます。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
BCG予防接種の推進	広報紙による広報・周知 防災無線放送による周知				
ポリオ予防接種の推進			広報紙による正しい知識の広報・周知		
麻疹予防接種の推進			予防接種を実施する月の広報・周知		
風疹予防接種の推進					防災無線放送による周知
2種混合ワクチン接種の推進					
3種混合ワクチン接種の推進					



## 第6節 地域子育て支援センターと連携した健康教育の推進

### 【現状と課題】

本町では、地域子育て支援センターをくろしおグラウンド内に設置し、育児相談や栄養士・保健師の育児講座などを行い、保護者やその家族の子育てに必要な知識の習得を推進してきています。また、地域子育て支援センターの施設開放や年齢別親子遊びの開催などを通じ、保護者同士の交流の促進に努めてきています。

アンケート調査結果の地域子育て支援センターの利用状況をみると、就学前児童保護者で1割強となっていますが、週あたりの利用状況は7割近くが1回の利用を占め、複数回利用している方は2割以上を占めています。現在、利用していない方でも今後の利用希望は高く6割を大きく上回っています。

地域子育て支援センターは、子育てに関する知識を習得する場や情報交換を行う場としての役割が大きいことから、引き続き事業の広報・周知を推進することが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容		
項目	事業内容	担当課
育児相談の開催	平日、子育てに関する悩みや不安、疑問について電話・来所での面談などによる相談窓口を設置し、悩みや不安の軽減に努めます。	保健福祉課
年齢別親子遊びの開催	乳幼児の年齢に応じた親子遊びや子育てに関する情報提供を行い、子育て家庭が交流しながら親子で触れ合う方法について、保護者の知識の習得を図ります。	保健福祉課
子育て支援センター施設開放	子育てをしている保護者やこれから子育てする方が来所により、自由に遊べるよう施設を開放し、子どもの遊びを見守りながら子育てしている保護者同士の交流を促進します。	保健福祉課
各地区の出前講座	各地区の公民館や保育施設などで、遊びや交流の場を提供します。また、保護者の育児に関する悩みや不安、疑問についての相談や情報提供を行います。	保健福祉課
すくすく教室の開催	概ね生後3か月から10か月の乳児とその保護者を対象に、栄養士や保健師による親子遊びの方法や離乳食の作り方、グループワークなどを通じての指導を行い、保護者の子育てに関する知識の習得に努めます。	保健福祉課
子育て講話の開催	育児に関する保護者同士のお話会や栄養士講座、保健師講座などを実施し、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者の子育てに関する知識の習得に努めます。	保健福祉課
親子クッキングの開催	2歳から6歳の児童とその保護者を対象に、栄養士による講話と調理実習を行うことにより、幼児期の食体験の拡大を図り食への関心を持てるように努めます。	保健福祉課
祖父母クッキングの開催	2歳から6歳の児童とその祖父母を対象に、栄養士による講話と調理実習を行うことにより、幼児期の食体験の拡大を図り食への関心を持てるように努めます。	保健福祉課
子育て支援センターだよりの発行による情報提供	子育て支援センターだよりを定期的に発行し、育児講座や出前講座、予防接種などについての情報提供を行い、子育て支援事業の広報・周知と参加の促進を図ります。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
育児相談の開催	子育てに関する悩みや不安、疑問について電話・来所での面談による相談の実施	●		継続実施	→
年齢別親子遊びの開催	子育てに関する情報提供と触れ合う方法の知識の習得	●		継続実施	→
子育て支援センター施設開放	保護者同士の交流の促進	●		継続実施	→
各地区の出前講座	保育所・公民館での遊びや交流できる場の提供と相談の実施	●		継続実施	→
すくすく教室の開催	親子遊びの方法や離乳食の作り方などについての知識の習得	●		継続実施	→
子育て講話の開催	栄養士講座・保健師講座などの実施による情報提供と知識の習得	●		継続実施	→
親子クッキングの開催	栄養士による講話と調理実習の実施	●		継続実施	→
祖父母クッキングの開催	栄養士による講話と調理実習の実施	●		継続実施	→
子育て支援センターだよりの発行による情報提供	事業の広報・周知と参加の促進	●		継続実施	→

## 第7節 子育てサークル活動などの仲間づくりの推進

### 【現状と課題】

現在、地域子育て支援センターでは、育児をしている保護者が主体となっている自主活動やサークル活動について支援しています。

「育児の孤立化」が進行しているなかで、活動団体数が増えることや参加者が増えることは、情報交換の機会が増え、身体的な負担の軽減や不安や悩みなどのストレスの軽減につながります。

アンケート調査結果の自主活動の際に困っていることの状態をみると、就学前児童保護者では「活動する場所」が36.7%、「情報発信やPR方法など」が27.3%などとなっています。小学校低学年児童保護者では「活動資金」が100.0%、「活動する場所」「活動中の託児」がともに50.0%となっています。

保護者の自主活動やサークル活動について、引き続き自主活動サークルなどの育成・支援を行うとともに、広報紙などによる周知を図り、活動への参加促進を図ることが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
子育て支援サークルなどの育成・支援	保護者などが主体となって活動するサークルの育成・支援に努めます。また、地区サークルとの共同活動の場を設け、情報交換や新たな活動の促進に努めます。	保健福祉課
子育て支援サークル活動の情報提供	子育て支援センターだよりや町の広報紙などによる活動の広報・周知による参加促進を図ります。	保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
子育て支援サークルなどの育成・支援	子育て支援サークルの育成・支援	●		継続実施	→
	地区サークルとの交流による新たな活動促進	●		継続実施	→
子育て支援サークル活動の情報提供	子育て支援センターだよりや町の広報紙などによる広報・周知	●		継続実施	→

## 第8節 関係機関との連携による小児医療の充実

### 【現状と課題】

本町の小児医療体制は、公立志津川病院で非常勤医師による医療体制となっています。子育て家庭では、内科医などのかかりつけの医師で対応していますが、緊急時は石巻市の赤十字病院など、離れた医療機関まで移動しなければならないのが現状です。

アンケート調査結果の自由回答をみると、医療体制に関する希望が多く、不安を抱えている方が多くなっています。

今後、近隣市町と連携した小児医療体制の整備や小児科医を確保するための取り組みを推進する必要があります。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
近隣市町と連携しての小児医療体制の充実	気仙沼市や石巻市などの隣接する市と連携し、小児医療体制の充実を働きかけます。	保健福祉課
小児科医などの医師の確保	関係機関と連携し、小児科医などの確保に努めます。	企画課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
近隣市町と連携しての小児医療体制の充実	気仙沼市や石巻市との連携		●	隣接市との連携	→
小児科医などの医師の確保	小児科医の確保		●	関係機関との連携・働きかけ	→

## 第9節 乳幼児期から思春期を通じての健康づくりの推進

### 【現状と課題】

現在、乳幼児一般健康診査後の育児相談や訪問指導などで、健康の保持・増進の総合的な支援に取り組んでいます。

この取り組みに加え、栄養・食生活や運動、休養、こころの健康などについての取り組みを推進することが重要です。

アンケート調査の朝食摂取状況は、「食べない」1週間に1～2程度食べる」と回答した欠食習慣のある方の割合は、就学前児童保護者では5.8%となっています。食べない理由は、「食欲がなくて食べられない」が半数を占めています。

健康を保持するためには、規則正しい生活を送ることが大切です。母子が望ましい生活習慣を形成するための支援に取り組むことが大切です。

子どもの成長過程である思春期は、心身ともに大きく変化し子どもから大人へ変化する時期です。また、中学校・高等学校などへの進学時期とも重なり生活環境の変化、行動範囲などが極めて大きくなる時期です。

この時期は、過度のダイエットなどによる摂食障害や思春期やせ症など、不登校、ひきこもりなどが全国的に課題となっています。

また、性的な関心も高まる時期でもあります。若年での妊娠・出産は危険性を孕んでいることから、性に関する健全な意識の醸成に努めるとともに、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

### 1. 母子が望ましい生活習慣を形成するための支援

#### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
健康みなみさんりく21計画に基づいた健康の保持・増進	健康みなみさんりく21計画に基づいて、7つの分野（栄養・食生活、運動・身体活動、休養・こころの健康、アルコール、たばこ、歯の健康、生活習慣病）の健康づくりに取り組み、母子の健康の保持・増進を図ります。	保健福祉課
子育て家庭への食に関する情報提供	乳幼児のいる家庭を対象に、乳幼児の成長段階に応じた食生活を営むため、育児相談や各種健診後の食事やおやつの指導などを通じて、食に関する情報の提供を行います。	保健福祉課
子どものライフステージに合わせた注18 食育の推進	子どもの食生活における偏食などを防ぐため、乳幼児期・学童期・思春期の成長段階に応じた食に関する教育を推進します。	教育総務課 保健福祉課

#### 注18 食育

食に関する適切な判断を行い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間性を育むためのものです。平成17年6月に食育基本法が公布されています。

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
健康みなみさんりく21計画に基づいた健康の保持・増進	生活習慣の7つの分野の改善による母子の健康づくり		●		●
子育て家庭への食に関する情報提供	育児相談・各種健診後の指導を通しての実施	●			●
子どものライフステージに合わせた食育の推進	成長段階に合わせた食育		●		●

## 2. 思春期における健康教育の推進

### 【具体的事業の方向性】

#### 施策内容

項目	事業内容	担当課
健康教育の推進	思春期を迎えた子どもを対象に、健康を保持・増進するため学校保健と連携し、子どもクッキングの開催や出前セミナー、学校での健康教室などの開催による、望ましい生活習慣を形成するための健康教育を推進します。	教育総務課 保健福祉課
性に関する望ましい意識の醸成及び知識の普及・啓発	性に関して望ましい意識を醸成するための教育を推進するとともに、性感染症予防のための正しい知識を習得するための教育に取り組みます。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
健康教育の推進	子どもクッキングの開催		●		●
	出前セミナーの開催		●		●
	学校保健との連携	●		●	●
性に関する望ましい意識の醸成及び知識の習得のための教育	望ましい性教育と性感染症予防教育		●		●

# 第6章 子どもと妊産婦が安全に過ごせるまちづくり

## 第1節 子どもが安心して活動できる環境づくり

### 【現状と課題】

近年、全国的に子どもが交通事故などに巻き込まれる事例が少なくありません。また、危険箇所などで子どもが遊び犠牲になることなどが課題となっています。

本町は、国道45号が南北に縦断し、大型車輛などの往来が多く、町の中心部では歩道がない場所も少なくありません。

アンケート調査結果の子どもが運動をしない理由の状況をみると、就学前児童保護者・小学校低学年児童保護者ともに、「運動する場所周辺の道路などが危険だから」という回答が上位となっています。

子どもや妊産婦が安心して活動できるよう、既存道路や建築物などがすべての町民にとって安全で利用しやすい環境づくりや地域住民による交通安全の推進などに取り組むことが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
交通安全運動の推進	子どもの安全確保のため、交通指導隊及び各種団体の活動による交通安全の現場指導を通じ、町民に啓蒙・啓発を図ります。	教育総務課 危機管理課
通園・通学路の安全点検の実施	学校・PTAとの連携による保育所（園）や幼稚園、小学校などの通園・通学路の安全点検を推進します。	教育総務課 危機管理課
公共施設・道路等の子どもの安全への配慮	既存道路や建築物などを、全ての町民が利用しやすいよう今後の計画や補修などについては、ユニバーサルデザインの視点に十分留意するものとします。	建設課
安心して遊べる環境づくりと安全の確保	子ども自身が健やかに育ち、また子どもたちの成長に配慮した、安心して遊べる環境づくりを推進します。 公園などの適切な管理を行い、子どもが安全に遊べる場の整備を図ります。	建設課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
交通安全運動の推進	交通安全指導隊及び各種団体活動による交通安全の現場指導の実施	●		継続実施	→
通園・通学路の安全点検の実施	保育所・幼稚園、小学校などの通園・通学路の安全点検の実施	●		継続実施	→
公共施設・道路等の子どもの安全への配慮	整備計画や補修などの際のユニバーサルデザイン化による配慮		●	後期行動計画から実施	→
安心して遊べる環境づくりと安全の確保	公園などの管理	●		継続実施	→

## 第2節 子どもへの安全教育の推進

### 【現状と課題】

子どもが事故や犯罪から身を守るためには、子ども自身が危険を判断し注意して、回避する能力を身につけることが重要です。一方で、近年、携帯電話やパソコンの普及により、児童の健全育成を図るうえで有害な情報などにさらされる事例が多発しており、保護者などを対象に、子どもを有害情報から守るための基礎的な知識を身につける必要があります。

学校、行政、警察などの関係機関が連携し、子どもの各種安全教育を推進することが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	子どもの交通事故防止のため、交通安全教室・交通ルール指導・自転車実技指導を行い、交通安全思想の普及・啓発を図ります。	危機管理課
自転車の安全利用の推進	平成21年7月より都道府県の規則が改正され、3人乗り自転車がある一定の基準を満たした車輛であれば認められたことから、3人乗り自転車についての広報・周知に努めます。	保健福祉課
有害情報等から子どもを守るための広報・啓発	携帯電話やインターネットなどの有害情報から子どもを守るため、学校・PTA・警察などが連携し、子どもの携帯電話などのフィルタリングについて、通信事業者などとの連携による「ケータイ安全教室」を開催し、子育て家庭への広報による周知を図ります。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
交通安全教育の推進	交通安全教室・交通ルール指導・自転車実技指導	●	→	→	→
自転車の安全利用の推進	3人乗り自転車の広報・周知		●	→	→
有害情報等から子どもを守るための広報・啓発	「ケータイ安心教室」の開催		●	→	→



### 第3節 災害発生時における妊産婦、乳幼児への支援

#### 【現状と課題】

近年、全国的に集中豪雨や地震などによる災害が多発しています。  
 このような災害は妊産婦や乳幼児など災害に弱い方の安全を脅かす  
 ものです。  
 本町では、昭和35年(1960年)のチリ地震津波や昭和53年(1978  
 年)の宮城県沖地震などで大きな被害が発生しています。また、気象庁  
 によると、今後30年間で宮城県沖を震源とする地震が発生すると予測  
 されています。  
 妊産婦や乳幼児など、災害発生時に対応が困難な災害時要援護者へ適  
 切な避難誘導ができるよう災害時要援護者マニュアルを作成し、災害時  
 における適切な支援ができるようにすることが重要です。

#### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
災害時要援護者マニュアルの作成	妊産婦や乳幼児をはじめとした災害発生時に対応が困難な災害時要援護者を円滑に避難誘導するためのマニュアルを作成します。	危機管理課
地区防災組織における支援体制の整備	災害時要援護者台帳について、危機管理課と消防団・区長・民生委員の連携のもとに情報を共有し、災害発生時に迅速に対応できるよう支援体制を整備します。	危機管理課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
災害時要援護者マニュアルの作成	災害時要援護者マニュアル作成	●	→		
地区防災組織における支援体制の整備	危機管理課と消防団・区長・民生委員と連携した支援体制づくり	●	→		

## 第4節 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

### 【現状と課題】

子どもが事故や犯罪などから自分自身の身を守ることは、子どもの判断力だけでは不可能な場合があります。

これを補うためには、地域住民による登下校時の挨拶・声掛けなどの見守り活動や犯罪などから、子どもが一時的に避難できる「子ども110番の家」などの充実による地域で子どもを守る防犯体制づくりが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
登校・下校時の見守り体制づくり	保育所・幼稚園や小学校児童の登校・下校時に、児童の安全を確保するため、地域住民の協力による見守り体制づくりを推進します。	教育総務課
子ども110番の家の登録の推進	幼稚園や小学校児童の登校・下校時などに不審者など子ども自身が、危険を感じた場合に避難できる子ども110番の家について、地域住民の理解を図り、登録の推進に努めます。	危機管理課
子どもを犯罪・事故から守るための取り組みの推進	PTA等の学校関係者や少年補導員などの関係機関・団体との連携により、学校付近や通園・通学路、公園・広場などの地域社会での防犯活動を推進します。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
登校・下校時の見守り体制づくり	地域住民の協力による見守り体制づくり	●		連携した支援体制づくり	→
子ども110番の家の登録の推進	「子ども110番の家」の登録推進	●		登録推進	→
子どもを犯罪・事故から守るための取り組みの推進	防犯活動の推進	●		継続実施	→

## 第5節 子育て家庭の住宅確保の支援

### 【現状と課題】

子育て家庭で子どもを育てるために、良質で廉価な住宅を確保することは、就労環境や経済環境の悪化するなかで非常に難しくなっています。

子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、町営住宅の入居者募集にあたっての優遇措置を行うなど住宅確保の支援に取り組むことが大切です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
町営住宅等での優先入居の推進	町営住宅の入居者募集にあたり子育て家庭を対象に、良質な住居環境の提供による子育てを支援することを目的に、優先入居を推進します。	建設課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
町営住宅等での優先入居の推進	優先入居の推進			継続実施	

# 第7章 子どもの学びを支援する体制づくりの推進

## 第1節 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

### 【現状と課題】

子どもは将来、社会の一員として未来の南三陸町を担うこととなります。社会変化に対応するため、子どもが自ら学び考える「生きる力」を育むことが重要です。この力を育むためには、学校をはじめ地域と連携し、多様な学習機会の提供を図ることが望まれます。

平成12年4月から学校評議員制度が導入され、児童・生徒の保護者、学校、地域住民の参加による学校運営を推進し、地域の資源を活かした特色ある学校づくりに取り組んできています。

今後も、児童・生徒が多様な地域社会や自然などの資源を通じて、「生きる力」を育むための学校づくりを推進することが大切です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
地域に根ざした特色ある学校づくり	地域住民やボランティアなどの協力と参画のもとに、地域の自然や人々が有する技能などを活かした、教育活動を推進する特色ある学校づくりに取り組みます。	教育総務課
家庭・地域社会に開かれた学校づくり	学校評議員制度に基づく、保護者や地域住民、教職員が情報交換・交流することにより、地域社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が地域と連携・協力しながら、特色ある教育活動の展開に努めます。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
地域に根ざした特色ある学校づくり	地域住民やボランティアとの連携	●		連携した体制づくり	→
家庭・地域社会に開かれた学校づくり	学校評議員制度の実施	●		継続実施	→

## 第2節 幼児教育の充実

### 【現状と課題】

子どもの教育環境は、進学する段階で担当教師などが変わり、一人ひとりの発育や発達状況などに応じた指導が、一時的に停滞することが全国的に課題となっています。

幼児教育と学校教育が連携し、保育士や教職員が子ども一人ひとりの成長や学習状況に応じたきめ細やかな指導することができるよう、幼児教育の充実を図ることが大切です。また、保育士や教職員の質の向上を図ることが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
幼児教育の質の向上	保育所や幼稚園などの幼児施設で、児童一人ひとりの発育・発達状況に応じた指導ができるよう保育士などの研修会や勉強会への参加を促進するとともに、幼児施設内での情報交換による適切な指導を実施できるよう質の向上に努めます。	教育総務課 保健福祉課
小学校と連携した教育の推進	保育所や幼稚園などの幼児施設と小学校が連携し、小学校への進学後などに適切な指導が実施できるよう、教員と保育士などの交流による情報交換を行うとともに、進学にあたって必要な教育や指導などについての情報交換を行います。	教育総務課 保健福祉課
幼稚園奨励事業の充実	保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減するために、保育料の減免を行います。また、広報紙や関係機関との連携による周知に努めます。	教育総務課 保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
幼児教育の質の向上	保育士の研修会や勉強会への参加促進 施設内での情報交換の実施	●		継続実施	→
小学校と連携した教育の推進	教員と保育士などの交流・情報交換	●		継続実施	→
幼稚園奨励事業の充実	所得に応じた保育料の減免	●		継続実施	→

## 第3節 児童・生徒がいきいきと学べる環境の整備

### 【現状と課題】

近年、全国的に小・中学校の児童・生徒の学力の低下や体力の低下、学級崩壊などが課題となっています。

このようななかで、昭和22年に制定された教育基本法が見直され、平成18年12月に全部を改正した教育基本法が制定されました。この改正と上記の課題に対応するために、学習指導要領の見直しが行われ、一部は平成21年4月より実施されています。

本町では、南三陸町教育基本方針の学校教育で、「創意と活力に満ちた学校を目標に、魅力ある教育活動を展開し、こころ豊かでたくましく生きる児童生徒の育成に努める」に取り組んでいます。

今後も新学習指導要領を踏まえ、児童・生徒が活き活きと学べる環境整備に取り組むことが重要です。

### 1. 小・中学校教育の充実

#### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
新学習指導要領を踏まえた基礎・基本の確実な定着と指導の充実	新指導要領に基づき、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成及び学習意欲の向上、言語活動、理数教育の指導の充実を図ります。	教育総務課
評価の工夫と指導方法の改善	児童・生徒の学習状況を客観的に、簡潔性・継続性を確立した評価方法の工夫に努め、児童・生徒の一人ひとりの努力や今後の課題に積極的に取り組むための指導方法の改善に取り組めます。	教育総務課
一人ひとりを大切に した進路指導の推進	児童・生徒の一人ひとりの希望や個性などを大切に、生きる力を育くむため進路指導を推進します。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
新学習指導要領を踏まえた基礎・基本の確実な定着と指導の充実	新指導要領部分実施	部分実施			
	新指導要領の実施			実施	
評価の工夫と指導方法の改善	評価方法の研究・実施	検討		検討	
			実施		実施
一人ひとりを大切に した進路指導の推進	進路指導			継続実施	

## 2. 豊かな心を育む教育活動の推進

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
道徳教育の推進	新指導要領に基づき、道徳教育推進教師を配置し、地域の資源を活用した体験学習など、学校の教育活動において、規範意識・社会意識などを醸成するため、創意工夫した児童・生徒のこころの育成に資する多様な道徳教育を推進します。	教育総務課
生きる力と豊かなこころの育成	生活のなかの遊びや仕事などの生活体験を通じて、学習意欲を培うことにより、生きる力を育むとともに、地域住民などとの交流による豊かなこころの育成に取り組みます。	教育総務課 生涯学習課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
道徳教育の推進	道徳教育推進教師の配置	検討		教員の配置	
	地域資源を活用した体験学習			実施	
生きる力と豊かなこころの育成	遊びや仕事などの生活体験			実施	
	地域住民との交流			実施	

## 3. 体力の向上と健康教育による健康づくりの推進

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
体力の向上と生涯スポーツを培う体育の充実	児童・生徒の体力向上を図り、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣づくりや意欲を培うため体育授業を充実します。	教育総務課
心身の健康を保持するための指導の推進	児童・生徒の健康を保持・増進するため、望ましい生活習慣の形成や給食などを通じての食に関する知識を養うための指導を推進します。	教育総務課 保健福祉課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
体力の向上と生涯スポーツを培う体育の充実	体育授業の充実			継続実施	
心身の健康を保持するための指導の推進	望ましい生活習慣形成のための指導の実施			実施	
	食育の推進			実施	



## 4. 国際化・情報化社会に対応した教育活動の推進

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
外国語教育及び国際理解教育の推進	主に英語圏に属する国の大学生を外国語指導助手（ALT）などとして招聘し、外国語教育を推進するとともに、交流を通じその国の文化などへの理解を深め、国際理解の重要性を認識できる力を育むための教育を推進します。	教育総務課
情報教育の推進	情報教育にあたっての指導法を確立し、パソコンなどを活用した情報教育を推進します。	教育総務課
学校図書館、移動図書館の有効な活用	学校図書館、移動図書館の広報による周知を図り、利用を促進することにより、本を通じての児童・生徒の学ぶ力を育むための有効活用に努めます。	教育総務課 生涯学習課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
外国語教育及び国際理解教育の推進	外国語指導助手（ALT）の招聘	● 検討	●	● 実施体制の整備	● 実施
情報教育の推進	パソコンを活用	●	●	● 継続実施	●
学校図書館、移動図書館の有効な活用	広報・周知	●	●	● 継続実施	●



## 第4節 教育システムの多様化と支援体制の整備

### 【現状と課題】

障害児・者に関する支援や社会環境が大きく変化し、<sup>注19</sup>ノーマライゼーションの理念に基づいた、障害者の自立と社会参加の促進が求められています。また、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症、高機能自閉症などの障害を持つ児童が増加しています。

このような変化は、従来の特殊教育での、障害による様々な困難の改善・克服という視点のみでは、必ずしも適切なものではなくなりました。

改正された学校教育法に基づき、平成17年4月に障害のある児童・生徒が、生活や学習上の困難や制約を改善・克服するために適切な教育及び指導を通じて、障害のある児童・生徒の主体的な取組みの支援を行うことを視点とした特別支援教育に移行しました。

本町では平成17年4月以降、全ての小・中学校で特別支援学級を設置しています。今後、障害を持った児童・生徒が地域のなかで学び、自立した生活を営み、地域社会の一員として生活できるよう協力体制の充実や町民の障害や障害者への理解を深めることが重要です。

また、本町では、現在、中高一貫教育に取り組んでいます。これは、生徒の社会性の育成や教育の一貫性を保ち、生徒一人ひとりの成長に応じた指導を行うためです。

引き続きよりよい中高一貫教育に取り組むため、教育課程の創意工夫や基礎学力向上のための教育活動内容の改善・充実に努める必要があります。

### 注19 ノーマライゼーション

障害者や高齢者、幼児など全ての人々は社会を構成するかけがえのない個人であり、ほかの人々と同様に日常生活を営む地域社会のあり方を前提として、新たな社会福祉を構築しようという考え方のことです。

## 1. 特別支援教育の充実

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
障害についての児童・生徒の理解の促進	児童・生徒に、障害についての正しい知識やノーマライゼーションの理念についての教育を行い、障害特性について児童・生徒の理解を促進します。	教育総務課
適切な指導の実施	支援を必要とする児童・生徒の障害の状況などに応じた、適切な指導を実施します。	教育総務課
交流学習の推進と協力体制の確立	障害を持つ児童・生徒と通常学級の児童、生徒の交流学習を推進するとともに、関係機関と連携した交流学習に関する協力体制を確立します。	教育総務課
関係機関との連携による地域啓発活動の推進	支援を必要とする障害のある児童・生徒の特別支援教育について、関係する機関や関係各課と連携し、地域啓発活動を推進します。	教育総務課



平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
障害についての児童生徒の理解の促進	児童生徒への教育	●	→	継続実施	→
適切な指導の実施	障害のある児童生徒への適切な指導の実施	●	→	継続実施	→
交流学习の推進と協力体制の確立	交流学习を推進するための協力体制の確立	●	→	体制の検討	→
関係機関との連携による地域啓発活動の推進	地域啓発活動の実施	●	→	継続実施	→

## 2. 連携型中高一貫教育の充実

### 【具体的事業の方向性】

#### 施策内容

項目	事業内容	担当課
連携型中高一貫教育の充実	志津川中学校と志津川高等学校の6年間の就学期間において、確かな学力・輝く個性・豊かな社会性を培うため、生徒一人ひとりの成長に応じた、計画的で継続性を持った指導を行うことができるよう教育課程の充実に努めます。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
連携型中高一貫教育の充実	志津川中学校・志津川高等学校における教育課程の充実	●	→	継続実施	→

## 第5節 積極的で開発的な教育指導の推進

### 【現状と課題】

近年、いじめや学校に適應することができず不登校、閉じこもりなどとなる子どもが増加し大きな社会問題となっています。

このような問題を未然に防ぐための教育の取り組むとともに、早期発見・早期対応を図ることが重要です。

また、児童・生徒が主体的に望ましい人間関係の構築などの課題に積極的に取り組み、問題を解決する能力を身につけることは生きる力の育成に繋がります。この積極的で開発的な教育指導を推進するため、子どもと親の相談員や生徒指導推進協力員、スクールカウンセラーを配置しています。

今後、児童・生徒をはじめ、その保護者が気軽に相談できるよう「子どもと親の相談員」や「スクールカウンセラー」などについての周知に取り組むことが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
開発的な児童・生徒指導の推進	児童・生徒が豊かなこころを育み、社会変化に対応できる生きる力を育み、友人や人と円滑な交流ができるよう、開発的な児童・生徒への指導を推進します。	教育総務課
いじめ・不登校の未然防止と教育相談の充実	いじめや不登校を未然に防止するため、必要な指導を早期に実施するとともに、児童・生徒とその保護者が、不安や悩みを気軽に相談できる教育相談を充実します。	教育総務課
学校不適應対策の充実	学校に適應ができない児童・生徒の一人ひとりに応じた指導を行い、学校生活への復帰を図るとともに、相談活動、集団での体験学習及びスポーツ、基礎的な学習などを行います。また、小学校に「子どもと親の相談員」や「生徒指導推進協力員」、中学校では「スクールカウンセラー」を配置するなど、児童・生徒一人ひとりが悩みや不安を解消し、学校生活を過ごせるよう不適應対策を充実します。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
開発的な児童・生徒指導の推進	生徒指導の実施	●	●	●	●
いじめ・不登校の未然防止と教育相談の充実	教育相談の実施	●	●	●	●
学校不適應対策の充実	子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員の配置	●	●	●	●
	スクールカウンセラーの配置	●	●	●	●

## 第6節 学校の教育環境の整備

### 【現状と課題】

近年、避難場所となる小・中学校校舎などの施設の老朽化が全国的に課題となっており、耐震化補強などの工事が急務となっています

本町では、宮城県沖地震などの災害の発生が懸念されていることから耐震化を図る必要があります。

本町は、少子化の進行により児童・生徒数は減少すると考えられます。良好な学習環境を確保するため、学校の統廃合による通学区域の検討・再編が大きな課題となっています。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
安全な教育環境の整備	学校施設の耐震化を進め、安全な教育環境の整備に取り組みます。	教育総務課
通学区域の検討・再編	地震災害などから児童・生徒を守るとともに、良質な教育環境を確保するため、地域住民の理解を得ながら、学校の統廃合による通学区域の再編を検討・推進します。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
安全な教育環境の整備	小・中学校校舎等の耐震化老朽化した校舎や屋内運動場の整備・改修	→ 継続実施			
通学区域の検討・再編	通学区域の再編	検討	→ 通学区域の再編		

## 第7節 教職員の専門的な資質と能力の向上

### 【現状と課題】

本町の各小学校では、自主研究が盛んに行われ各小学校のホームページで公開されています。志津川小学校では、小学校教科担当制の研究を行い平成21年10月に公開発表会が開催されました。

このような各小学校での研究をより一層支援することにより、特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質と能力の向上を図るための取り組みを支援することが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
専門的な研修・校内研究活動の充実	教員の専門性の向上による特色ある学校づくりを推進するため、研修への参加を促進するとともに、校内での研究活動の充実を図ります。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
専門的な研修・校内研究活動の充実	教員の研修への参加促進	●	●	●	●
	校内研究活動の充実	●	●	●	●

## 第8節 地域における教育力の向上

### 【現状と課題】

本町では、高齢化が進行しているとともに単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。また、子育て家庭の共働き世帯の増加や価値観の多様化にともなって子育て家庭と地域住民の関係が希薄化しています。

本町では、子育て家庭での3世代同居世帯の割合は高くなってきていますが、少子化により地域住民との交流機会が少なくなったことで、地域文化等の伝承が難しくなってくるなどが課題となっています。

地域住民による子どもへの指導は、郷土文化伝承活動等による郷土愛の育成、倫理観や社会性を育むうえで大きな力となります。

地域住民の多様な技能を活かし、子どもの体験学習などの機会を利用した交流機会を増やすなど、地域資源を活かした教育力の向上に努めることが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
世代間交流による教育の推進	小・中学校の児童・生徒が保育所や幼稚園などの幼児施設や高齢者との世代間交流によるふれあいを通じて、生命を尊重するところを育成するための教育を推進します。	教育総務課 保健福祉課
体験学習の充実	地域住民やボランティア活動などの体験学習による人々との交流から、豊かなところを育成するため、体験学習の機会の充実を図ります。	教育総務課 生涯学習課
郷土文化伝承活動の推進	郷土の伝統文化の体験学習などを通じて、郷土の伝統文化を継承する教育を推進します。	教育総務課 生涯学習課
放課後子ども教室の実施検討	小学校児童を対象に、放課後の時間帯において小学校の余裕教室を活用し、児童と地域住民が学習やスポーツ、文化活動などを通じ交流することにより、児童の健全育成を図る事業です。 現在、実施していませんが、実施体制の整備などについて後期行動計画期間に検討します。	教育総務課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
世代間交流による教育の推進	小・中学校の児童・生徒の幼児施設・高齢者の世代間交流	●		継続実施	→
体験学習の充実	体験学習機会の充実	●		継続実施	→
郷土文化伝承活動の推進	郷土の伝統文化の体験学習	●		継続実施	→
放課後子ども教室の実施検討	放課後子ども教室の実施検討		●	実施体制の検討	→

## 第9節 次代の親の育成

### 【現状と課題】

現在、小学校や中学校などに通う児童・生徒は、将来、自立し家庭・社会の一員として重要な役割を担うこととなります。

本町は、今まで続いた少子化の影響により、乳幼児と触れ合う機会を得られないまま結婚し、父親や母親となる方が少なくありません。乳幼児と触れ合う機会の減少は、子どもとの遊び方などの体験不足となり、養育する力に影響を与えることから、今後も少子化の進行が予測されるなかで重要な課題です。

児童・生徒が子どもを産み育てることができるようにするためには、子どもの頃から次代の親となるため結婚し、子どもを育てるため母性・父性を育むための取り組みを推進することが重要です。

### 【具体的事業の方向性】

施策内容

項目	事業内容	担当課
中・高校生への福祉教育の推進	小・中学校の児童・生徒が保育所や幼稚園などの幼児施設などの訪問し、交流やふれあいを通じて母性・父性を育成するための福祉教育を推進します。	教育総務課
ボランティア活動などへの参加の促進	児童・生徒のボランティア活動などへの参加を促進し、将来の社会の一員として社会性の育成・向上を図ります。	教育総務課 生涯学習課

平成26年度までの事業の推進目標

項目	事業概要	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
中・高校生への福祉教育の推進	小・中学校の児童・生徒の幼児施設訪問による交流	→		継続実施	→
ボランティア活動などへの参加の促進	児童・生徒のボランティア活動などへの参加促進	→		継続実施	→





## 參考資料



(設置)

第 1 条 町民の健康づくり及び福祉の充実に関する事項を審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として南三陸町保健福祉総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保健福祉に係る諸計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事。
- (2) 保健福祉に関する施策及び事業の評価に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 庶務 )

第 8 条 審議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。